

市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要

(平成27年3月31日時点)

【市町村地域福祉計画の策定状況等について】

- 全1,741市町村については、「策定済み」が1,191市町村(68.4%)となり、前回調査と比較して42市町村(2.4ポイント)増加している。
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では、「策定済み」が86.8%であるのに対し町村部では52.3%に留まっており、約1.7倍の差が生じている。
- 計画の改定状況について、「改定済み」は712市町村(59.8%)となり、前回調査結果と比較して96市町村(6.2ポイント)増加している。
- 「策定未定」408市町村のうち、238市町村(58.3%)が「策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」としている。「策定未定の理由」は、「計画策定に係る人材や財源の確保が困難」が63.0%で最も多くなっている。

【生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況等について】

- 全1,741市町村のうち、生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画に盛り込んだ」と回答したのは237市町村(13.6%)である。「別の単独計画として策定した」15市町村(0.9%)、「策定中である」79市町村(4.5%)を合わせると19.0%になる。
- 「作業中である」「予定はあるが作業を開始していない」851市町村の今後の予定については、243市町村(28.6%)が「平成27年度中」、439市町村(51.6%)が「平成28年度以降」としている。
- 「予定がない(未定)」602市町村の「理由」は、地域福祉計画の策定未定理由と同様「計画策定に係る人材や財源の確保が困難」が53.8%で最も多くなっている。
- 全47都道府県のうち、20都道府県(42.5%)が「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答している一方で、27都道府県(57.5%)が「予定はあるが作業を開始していない」「予定はない(未定)」としている。
- 「作業中である」「予定はあるが作業を開始していない」22都道府県の今後の予定については、「平成27年度中」「平成28年度以降」が同数(10都道府県ずつ)となった。

【都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況等について】

- 都道府県間における市町村地域福祉計画の策定率について、7都道府県が100%を達成している一方で30%台に留まっているところもあり、約3.5倍の差が生じている。
- 管内市町村の地域福祉計画策定状況について、24都道府県(51.0%)が「順調である」又は「おおむね順調である」と回答した一方で、22都道府県(46.8%)が「低調である」としている。
- 「低調である」22都道府県の「理由」としては、「人材・財源の確保が困難」が68.2%で最も多くなっている。
- 41都道府県(87.2%)が管内市町村へ「助言・支援を行った」と回答している。策定率向上に向けた市町村に対する今後の支援策としては、「定期的な情報発信の実施」(63.8%)、「先進事例の作成、情報提供」(48.9%)等となっている。

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（平成27年3月31日時点）

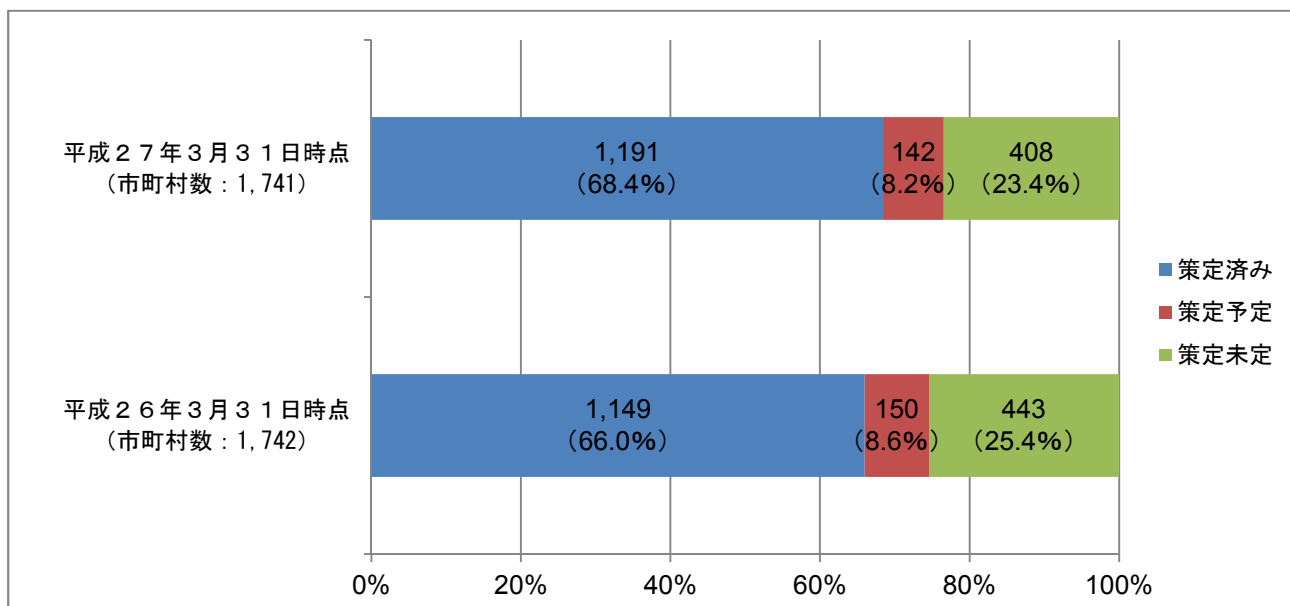
- 1 市町村地域福祉計画の策定状況
- 2 市区部・町村部別の策定状況
- 3 人口規模別の策定状況
- 4 市町村地域福祉計画の策定効果（複数回答）
- 5 市町村地域福祉計画の内容（複数回答）
- 6 策定の際に工夫したこと（複数回答）
- 7 市町村地域福祉計画の改定状況
- 8 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項（複数回答）
- 9 現行の市町村地域福祉計画で定められている期間
- 10 策定未定市町村の策定方針
- 11 策定未定市町村の策定未定理由（複数回答）
- 12 市町村が計画策定及び改定のために必要としている事項（複数回答）
- 13 進行管理を含む評価体制、方法等
- 14 市町村地域福祉計画の公表方法
- 15 市町村地域福祉計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 16 今後の生活困窮者支援方策の盛り込み予定
- 17 生活困窮者支援方策の盛り込み予定がない、あるいは未定である理由

【調査の概要】

- 調査対象 1, 741市町村
- 回答数 1, 741市町村（回収率100%）
- 調査時点 平成27年3月31日現在

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況

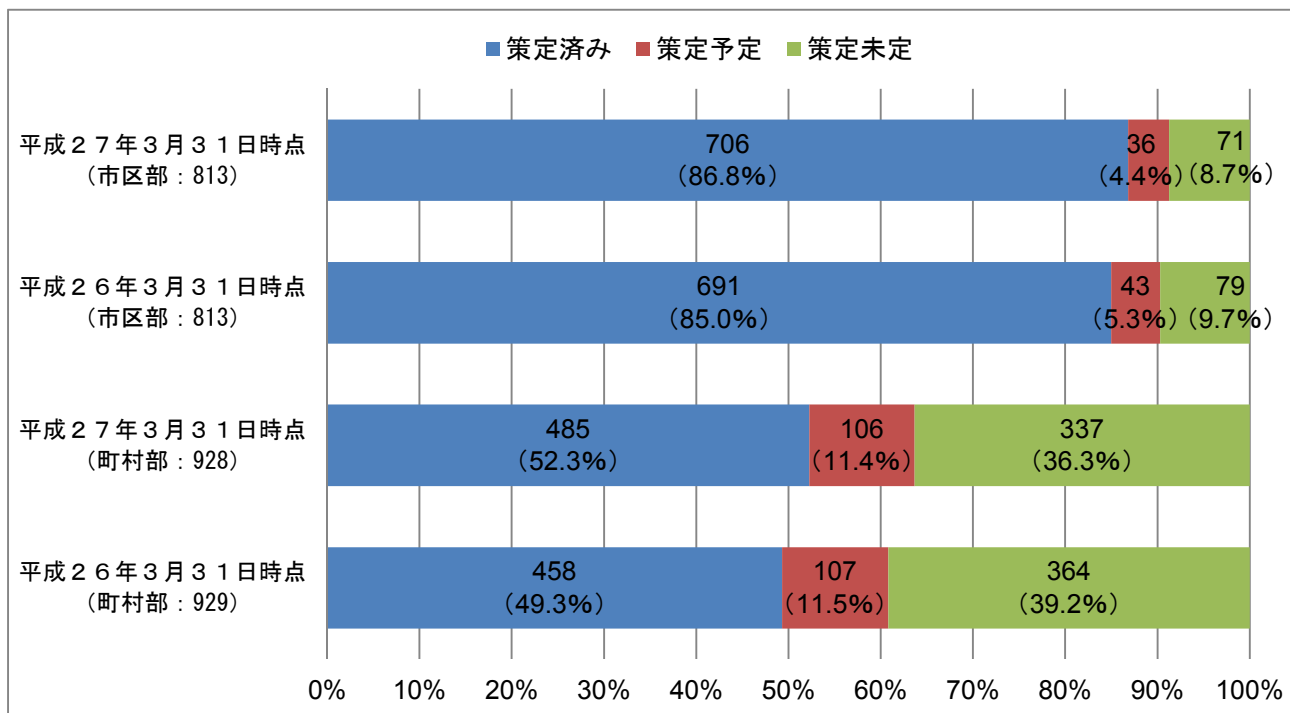
○ 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,191市町村（68.4%）となり、前回調査と比較して2.4ポイント増加した。



I-2. 市区部・町村部別の策定状況

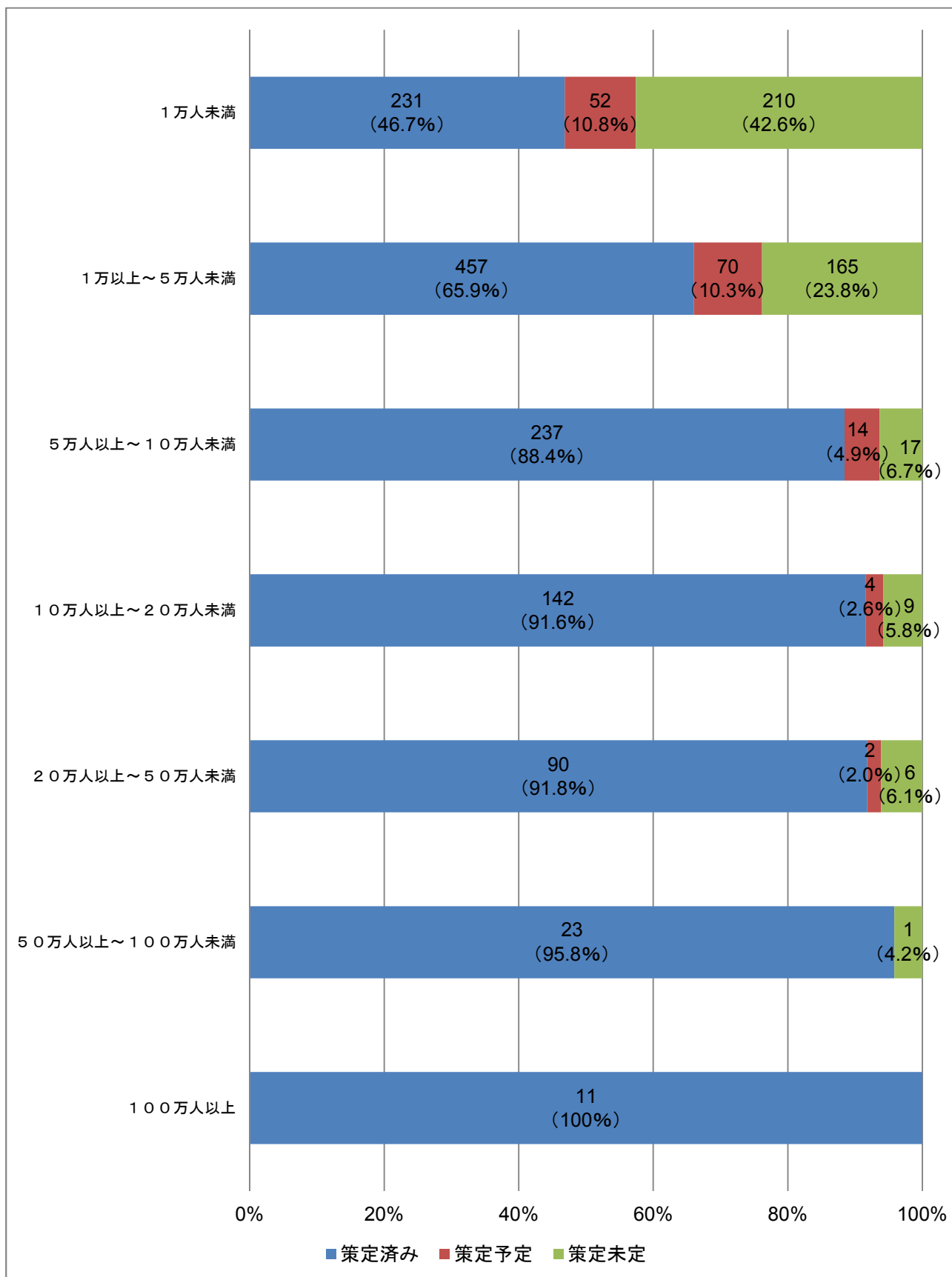
○ 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は1.8ポイント、町村部は3.0ポイント増加した。

○ 一方、策定率を比較すると、市区部（86.8%）と町村部（52.3%）の間には依然として約1.7倍の差が生じている。



I-3. 人口規模別の策定状況

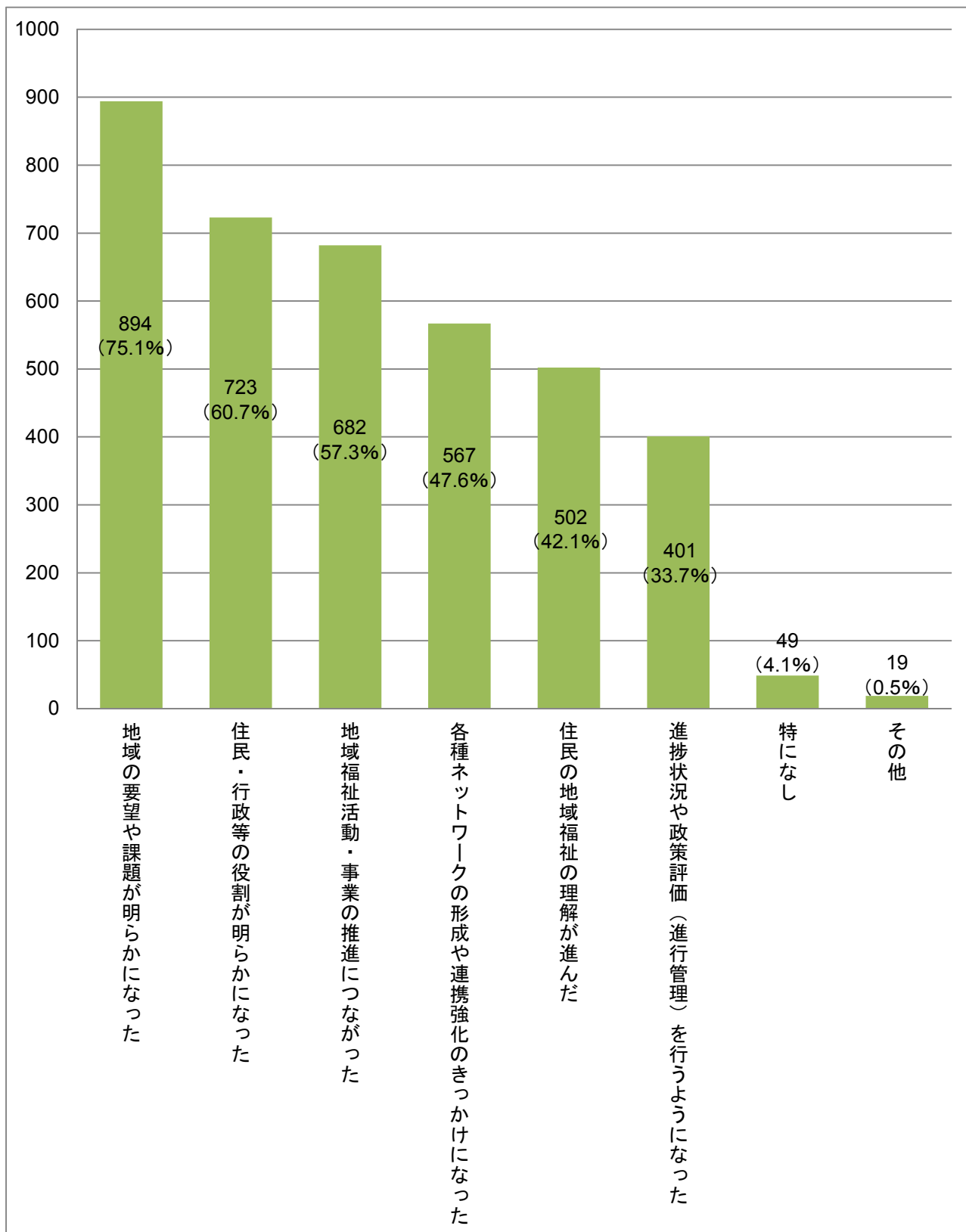
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。
- 「1万人未満」の市町村の策定率が5割弱であるのに対し、「5万人以上」の市町村は概ね9割を超える策定率となっている。



I-4. 市町村地域福祉計画の策定効果（複数回答）

○ 策定効果があった事項について、最も回答が多かったのは「地域の要望や課題が明らかになった」であり、次いで「住民・行政等の役割が明らかになった」、「地域福祉関連活動・事業の推進につながった」の順となっている。

策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答

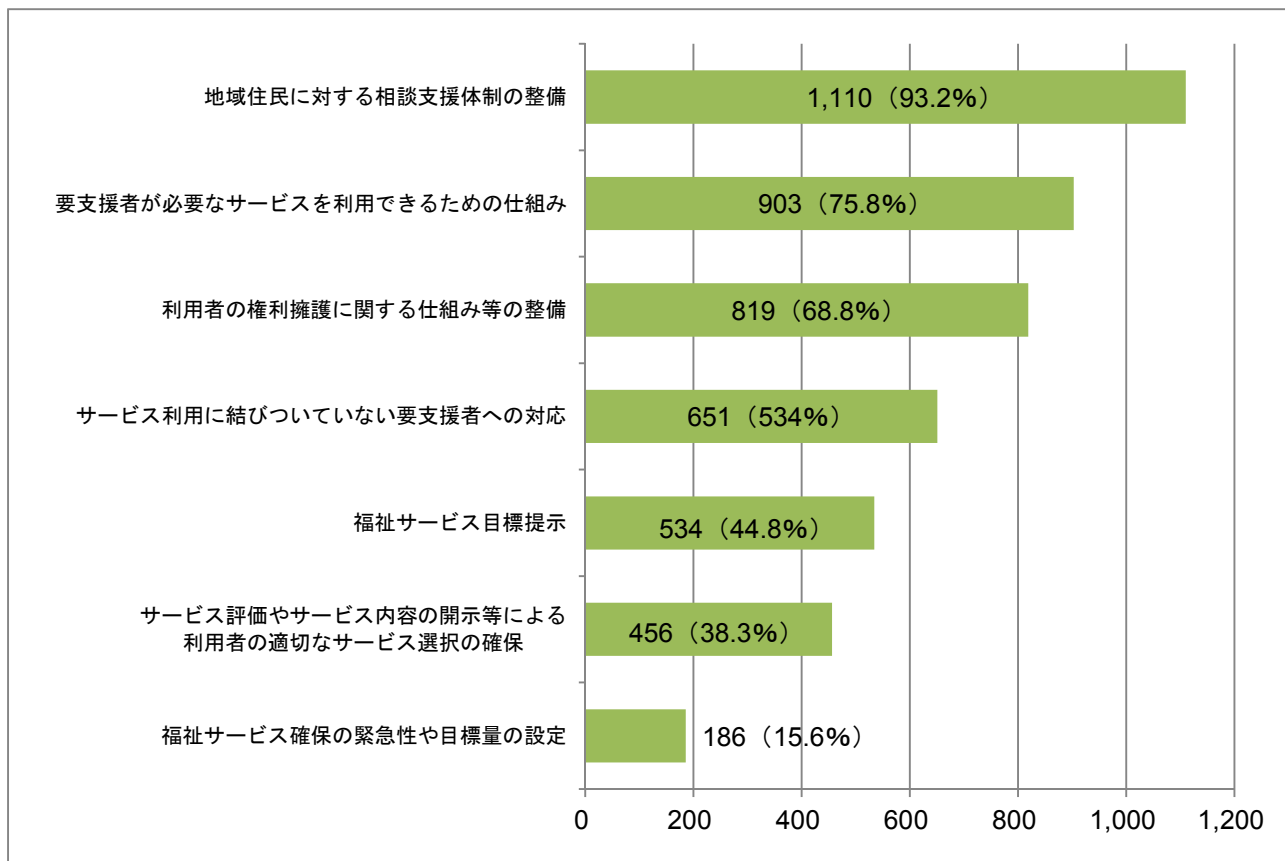


I-5. 市町村地域福祉計画の内容（複数回答）

○ 策定済みの1, 191市町村における計画の内容は、以下のとおりとなっている。

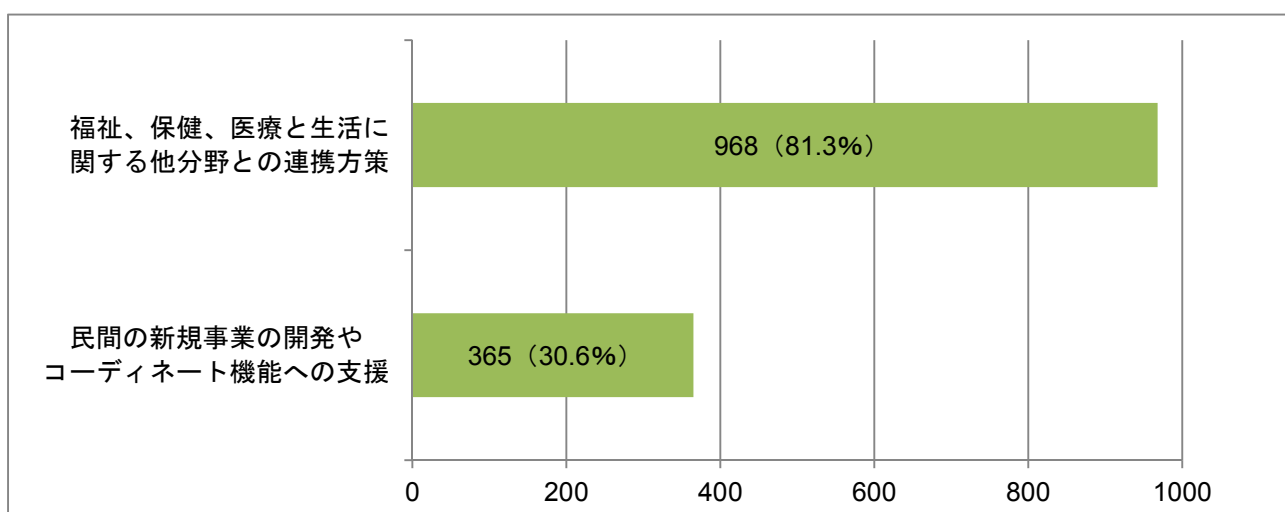
（1）地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答



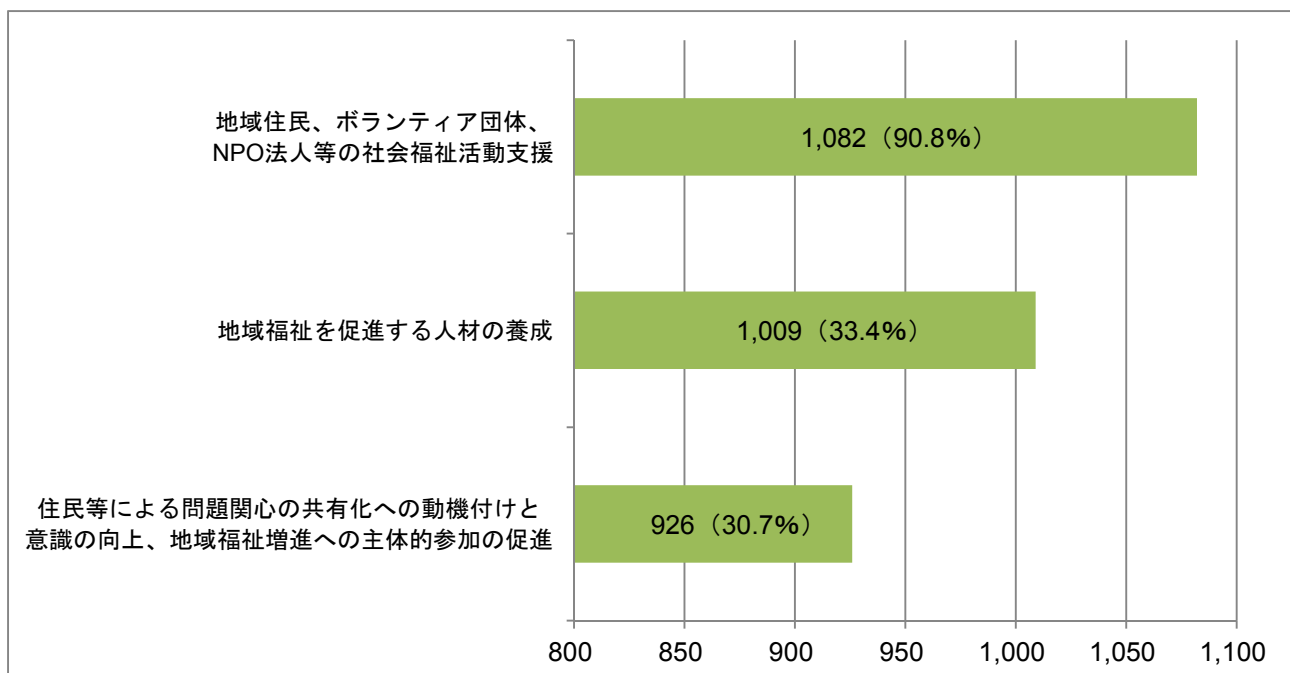
（2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答



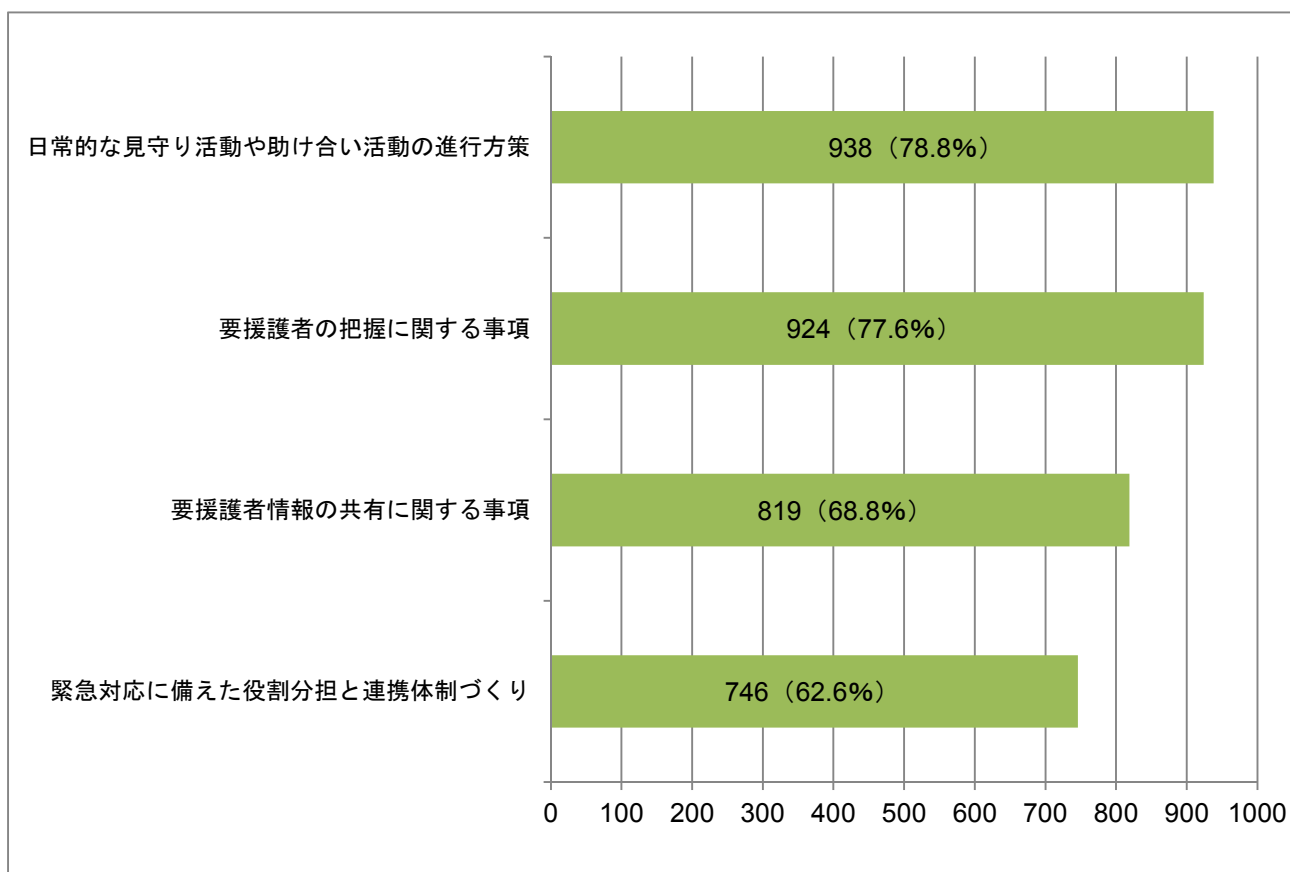
(3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答



(4) 要援護者の支援方策に関する事項

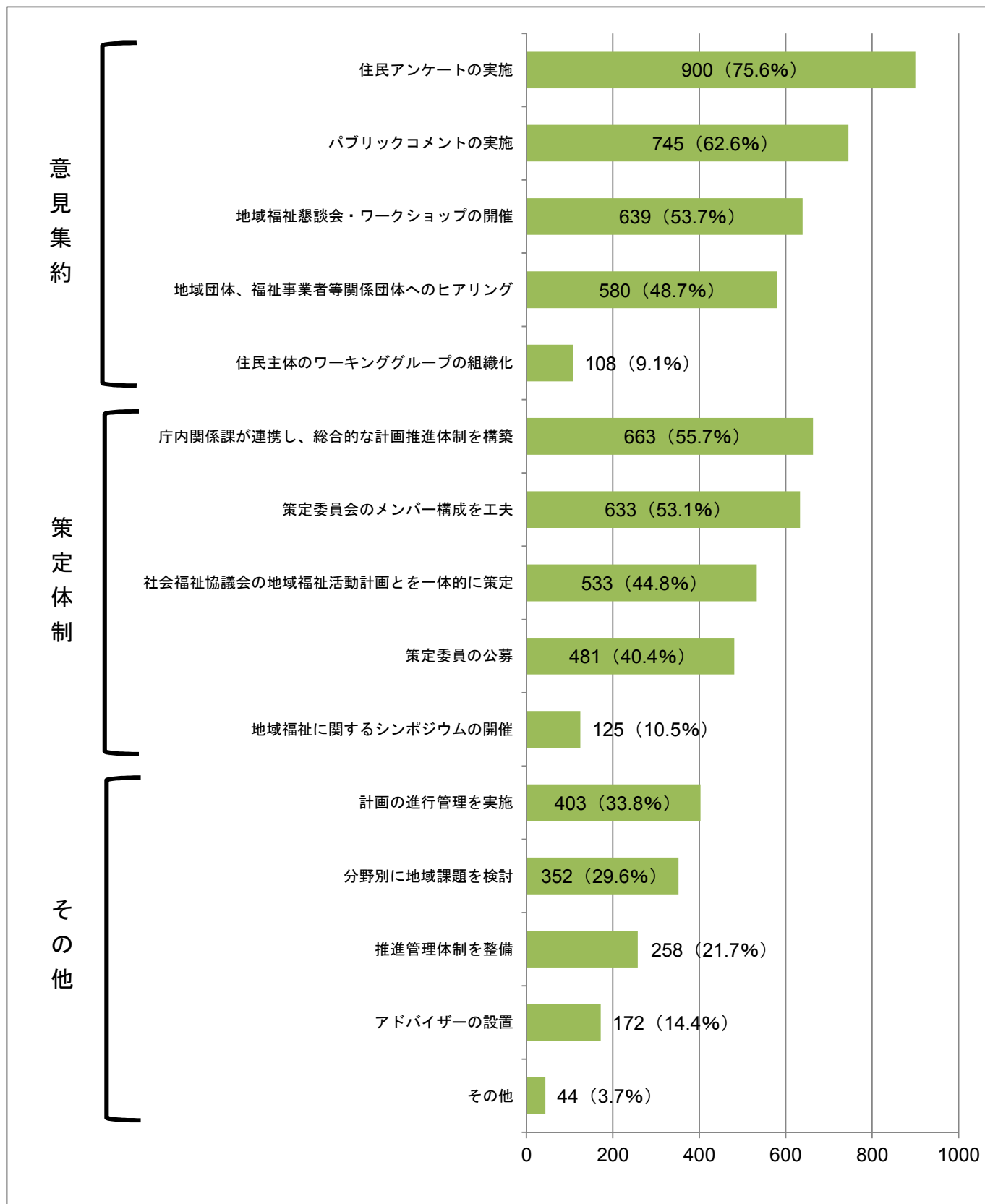
策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-6. 策定の際に工夫したこと（複数回答）

○ 内容を3つの分野に分類したところ、「意見集約」「策定体制」に関して過半数を超える回答があり、特に、住民アンケートやパブリックコメントの実施等、「意見集約」への工夫に関する回答が多くあった。

策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答

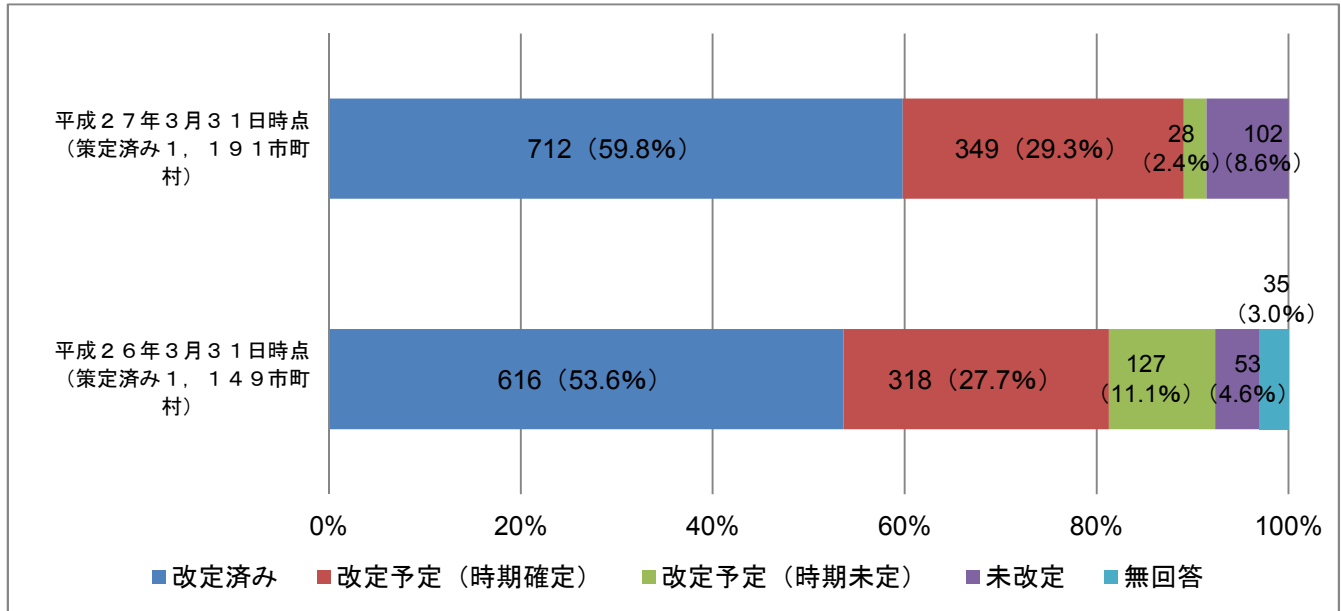


I-7. 市町村地域福祉計画の改定状況

(地域福祉計画に係る社会福祉法の規定が施行された平成15年4月以降の改定状況)

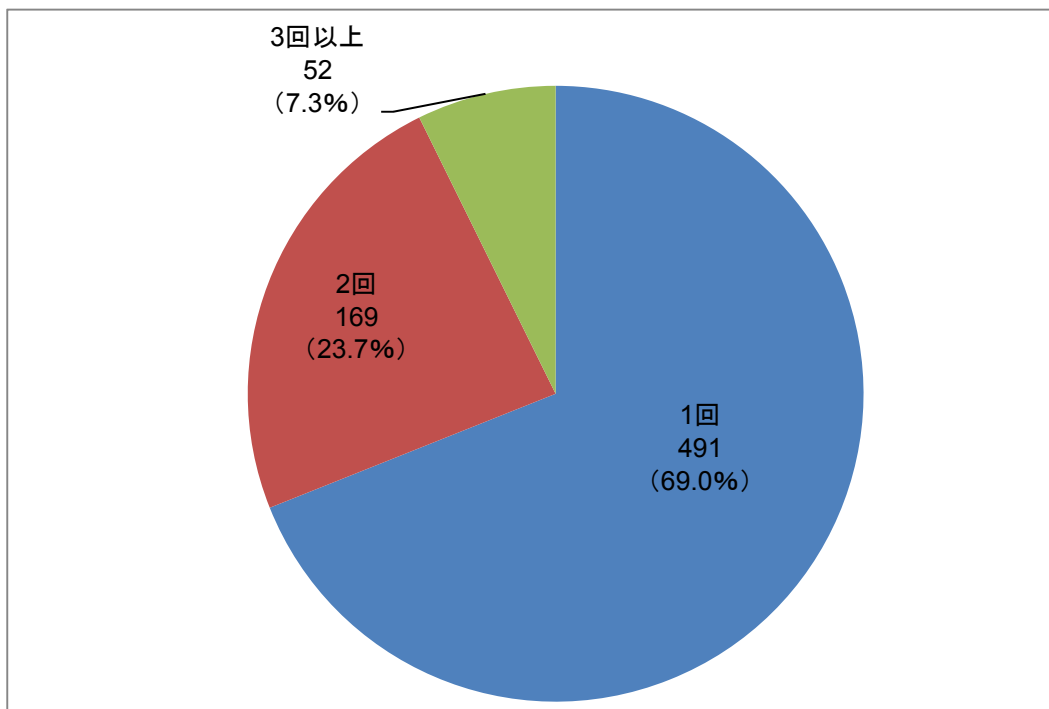
- 「改定済み」回答は712市町村(59.8%)となり、前回調査と比較して6.2ポイント増加した。
- 「改定済み」のうち、約7割の市町村で改定回数「1回」としている。

策定済み1,191市町村(東京都特別区を含む)の改定状況



<改定回数>

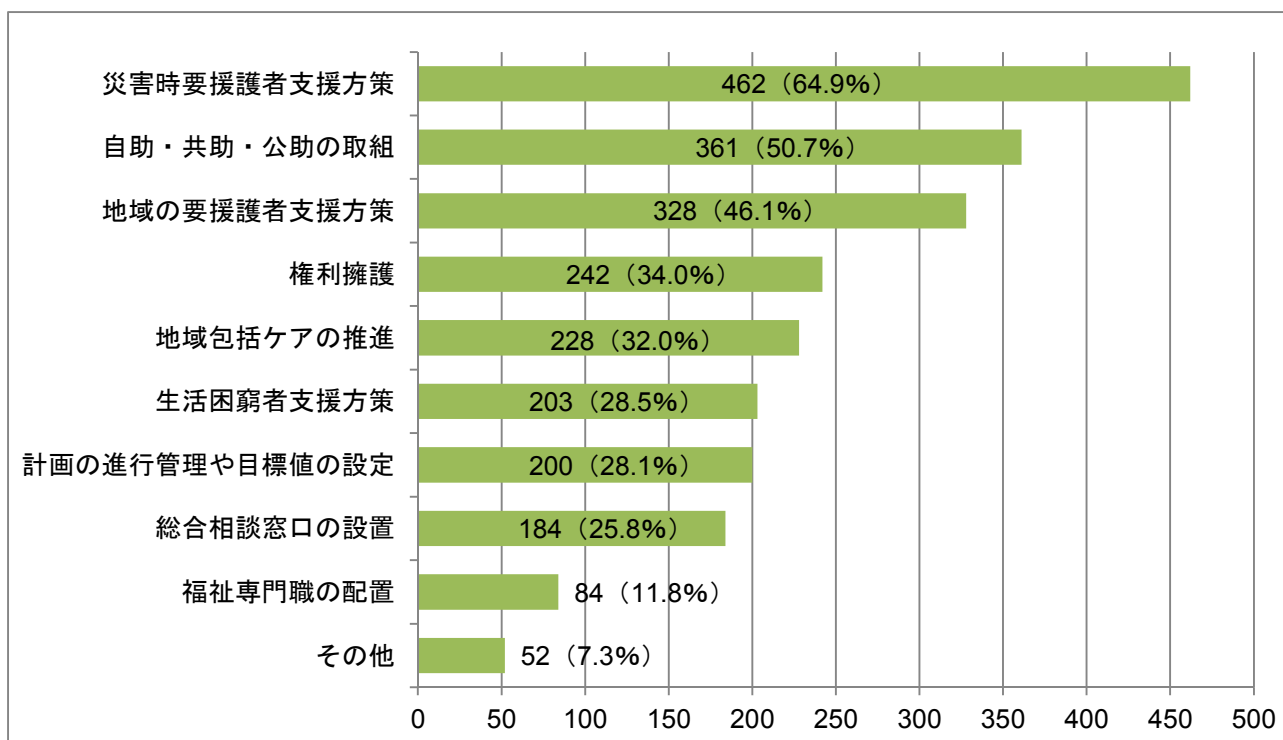
改定済み712市町村(東京都特別区を含む)の回答



I-8. 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項（複数回答）

○ 「災害時要援護者支援方策」が最も多く、次いで、「自助・共助・公助の取組」「地域の要援護者の支援方策」等となっている。

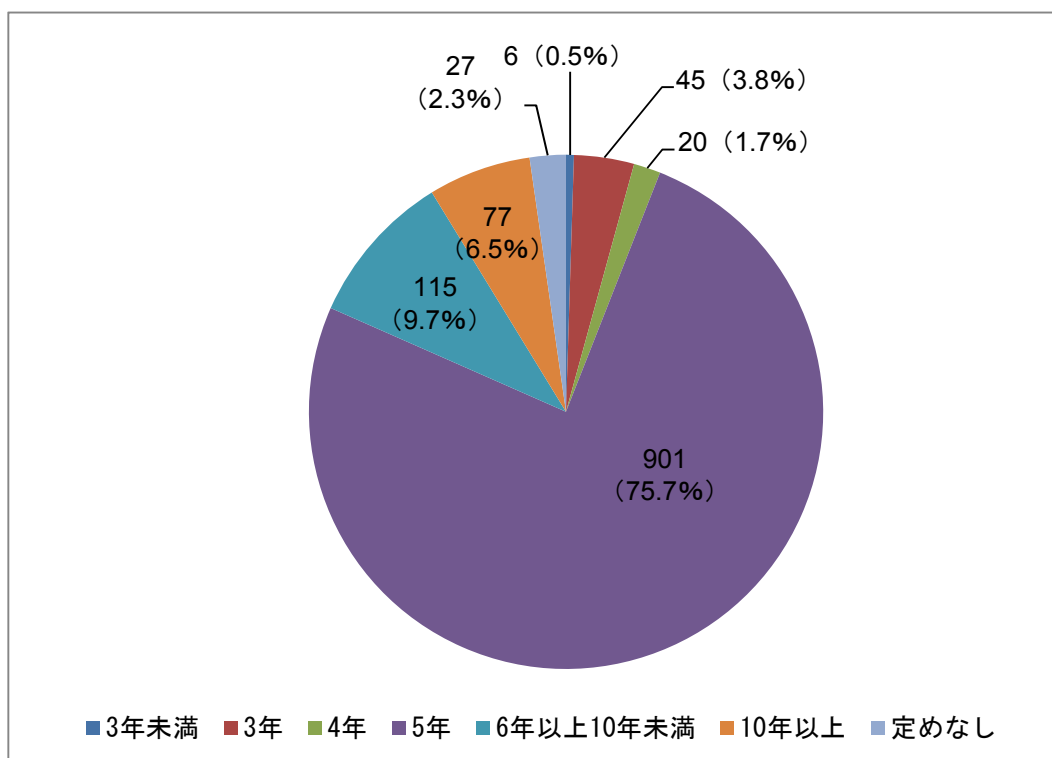
改定済み712市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-9. 現行の市町村地域福祉計画で定められている期間

○ 「策定済み」市町村の3/4が計画期間を「5年」としている。

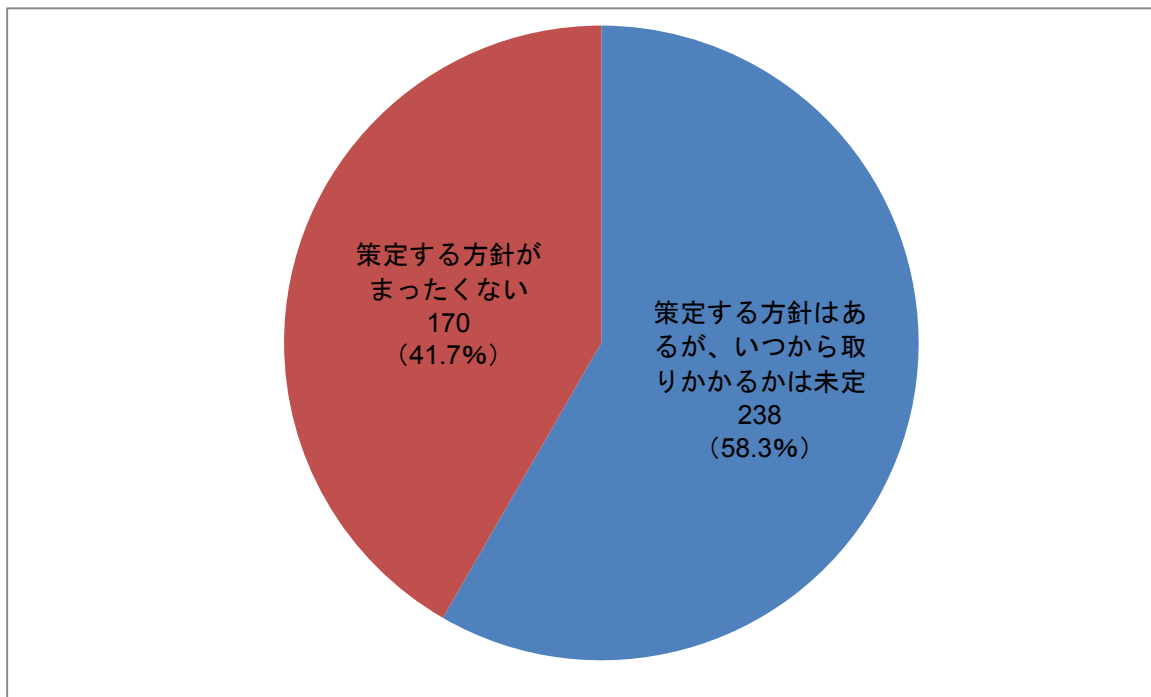
策定済み1,191市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-10. 策定未定市町村の策定方針

- 「策定未定」市町村の約6割が、「策定方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」と回答している。

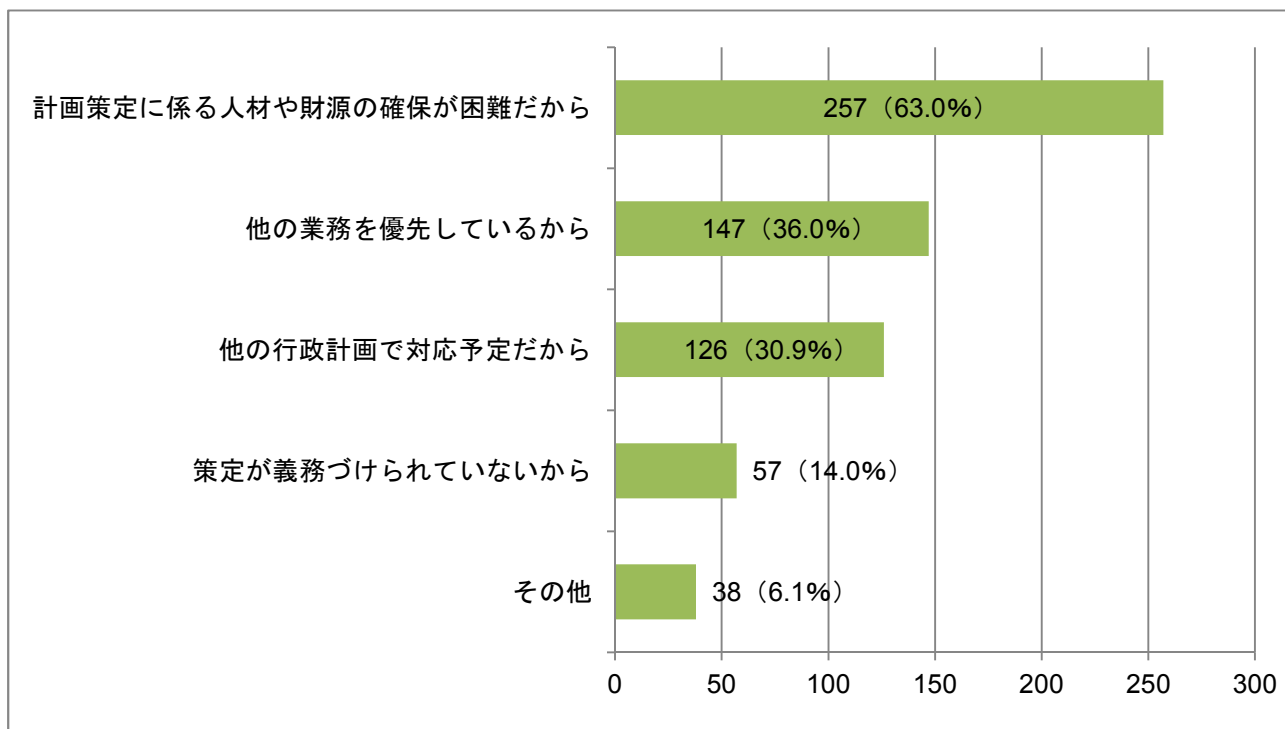
策定未定408市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-11. 策定未定市町村の策定未定理由（複数回答）

- 策定未定の理由は、「人材や財源確保が困難」が最も多く6割を超えている。次いで、「他の業務を優先」「他の行政計画で対応予定」となっている。

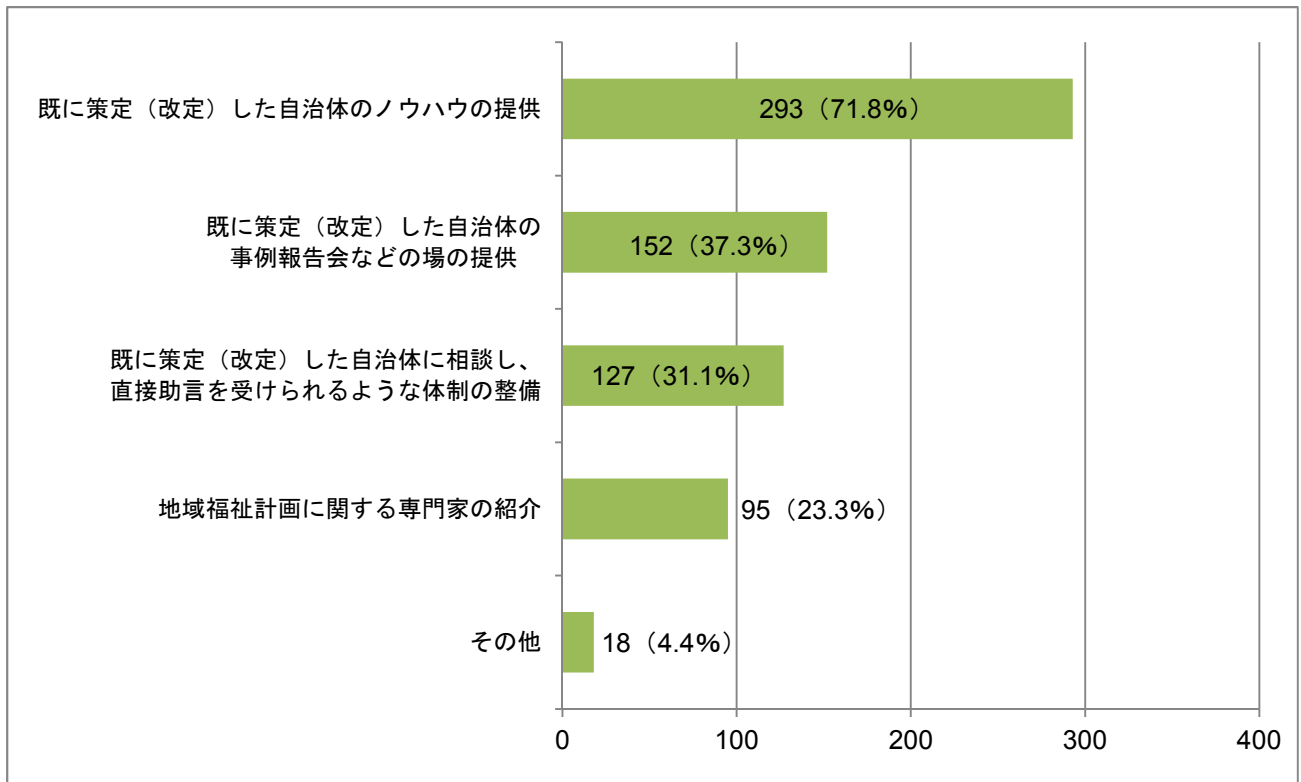
策定未定408市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-12. 市町村が計画策定及び改定のために必要としている事項（複数回答）

○ 「既に策定（改定）した自治体のノウハウの提供」が7割を超えて最も多い。

策定未定408市町村（東京都特別区を含む）の回答

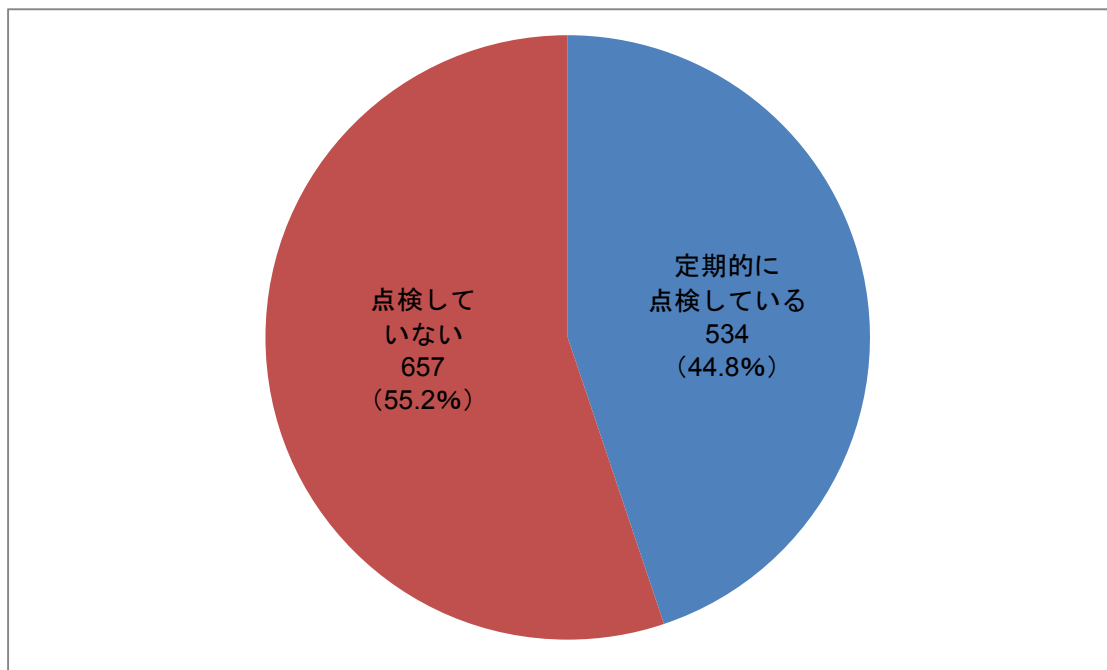


I-13. 進行管理を含む評価体制、方法等

(1) 計画の実施状況の評価（点検）の実施

- 計画の実施状況について、「定期的に点検をしている」市町村は全体の半数以下となっている。

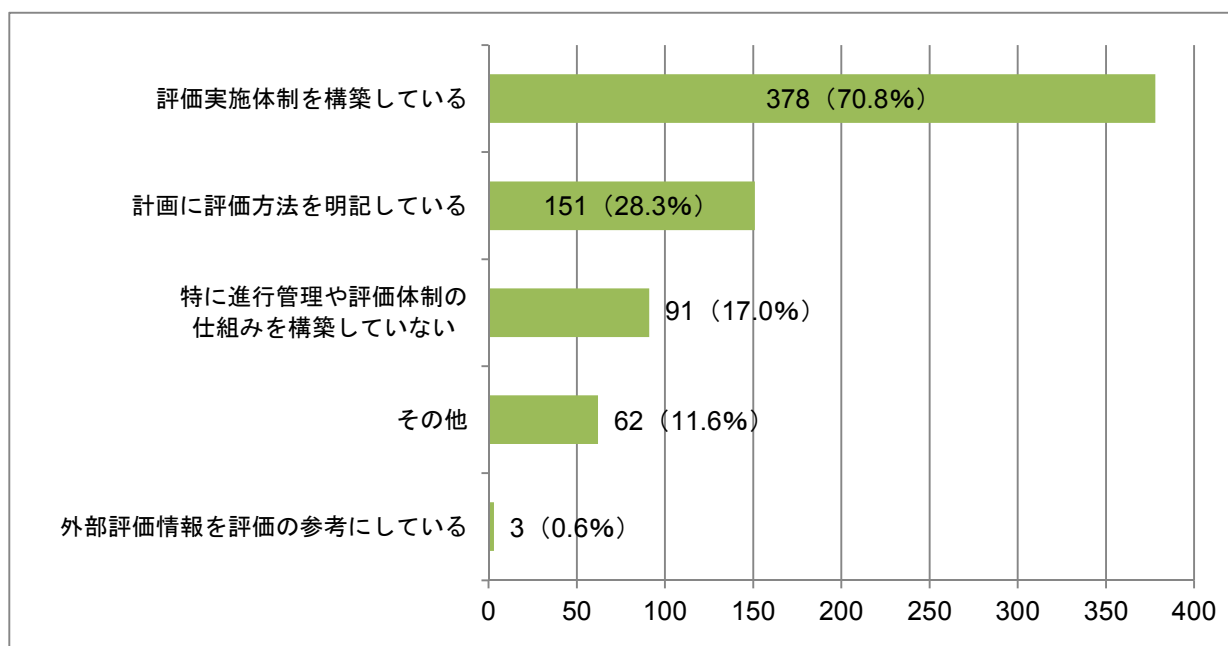
策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答



(2) 評価体制（複数回答）

- 「定期的に点検している」市町村のうち、評価体制については、評価委員会の設置等の「評価実施体制を構築している」回答が最も多く約7割となっている。

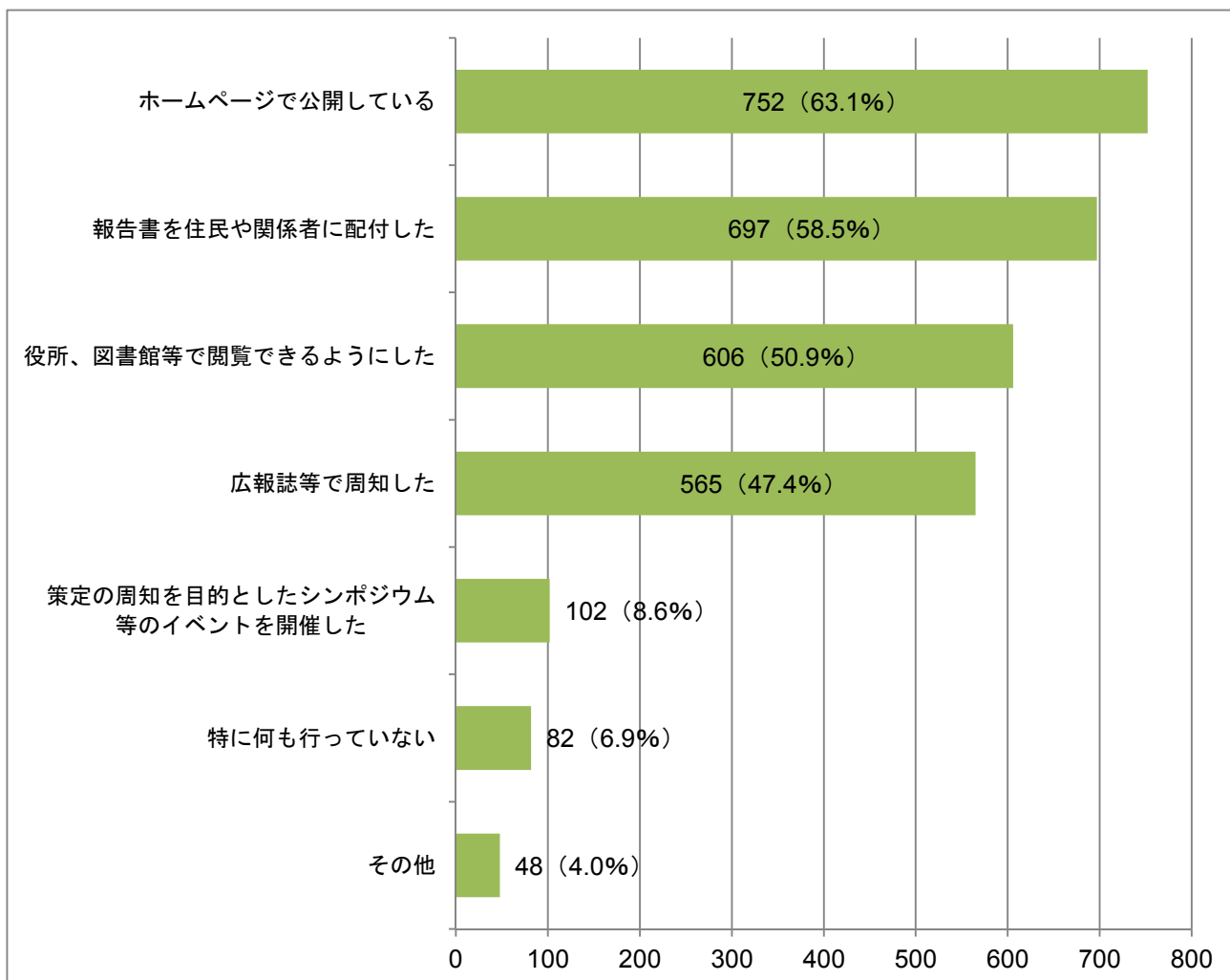
「定期的に点検している」534市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-14. 市町村地域福祉計画の公表方法（複数回答）

- 地域福祉計画の公表方法については、「ホームページで公開している」が6割を超えて最も多く、次いで、「報告書を住民や関係者に配布した」「役所や図書館等で閲覧できるようにした」「広報誌等で周知した」の順になっている。
- 一方で、「策定の周知を目的としたシンポジウム等のイベントを開催した」は1割未満であり、「特に何も行っていない」回答もあった。

策定済み1, 191市町村（東京都特別区を含む）の回答



I-15. 市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

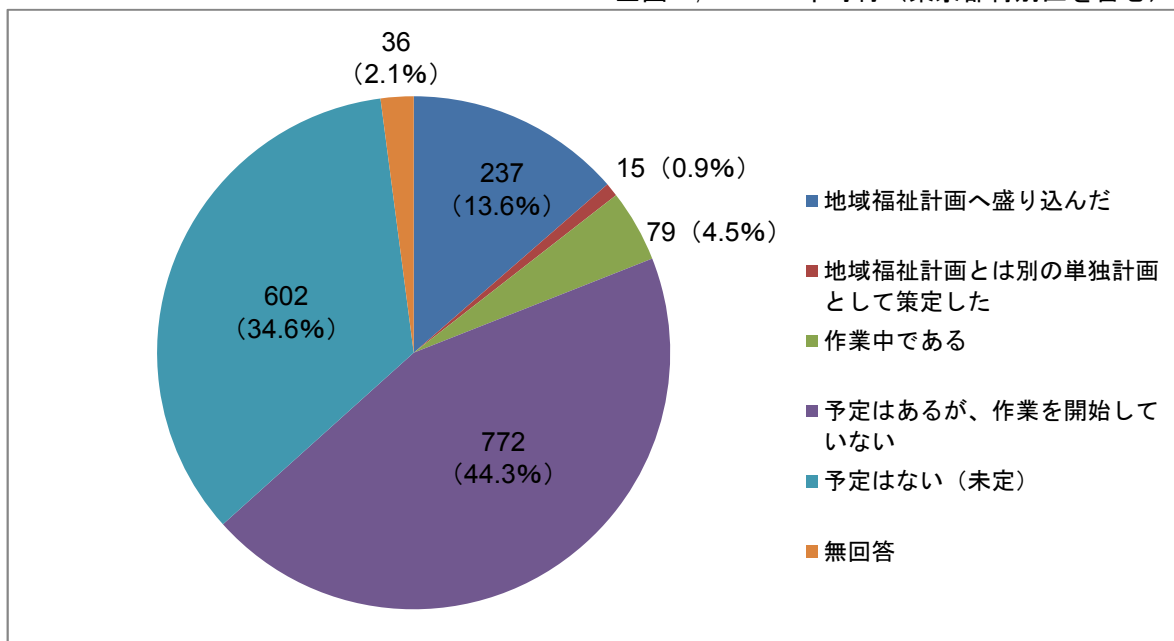
(1) 盛り込み状況

- 全1,741市町村のうち、237市町村(13.6%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画に盛り込んでいる」と回答しており、「別の単独計画として策定した」「策定中である」を合わせると2割弱となる。

(参考) 福祉事務所設置市町村(856市町村)を基準とした場合は27.7%となる

- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した市町村の合計が約8割となっている。

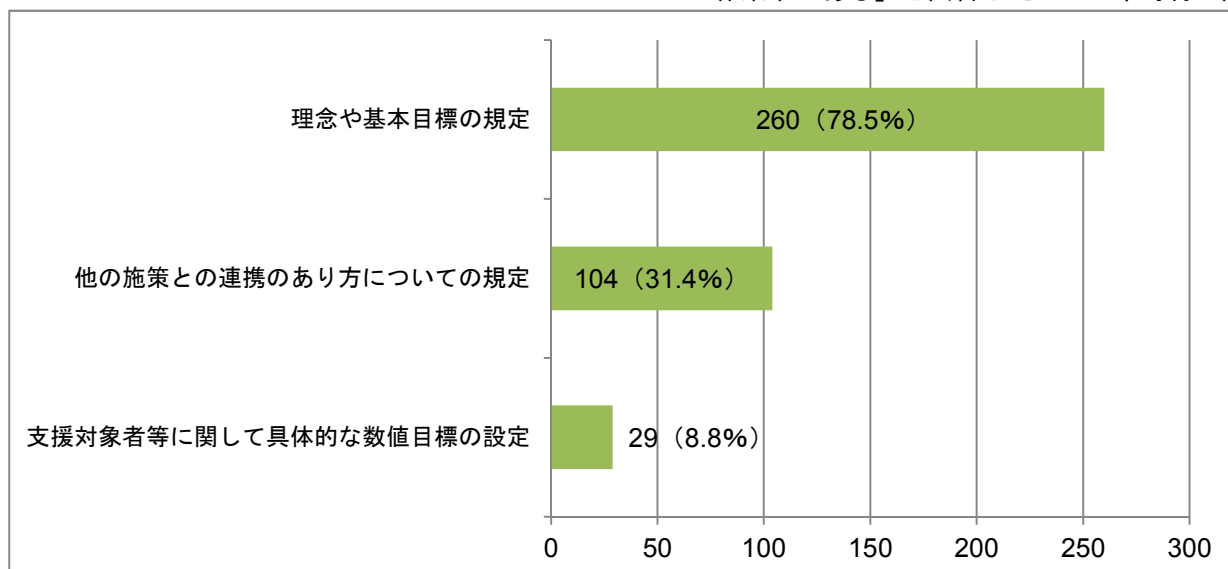
全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答



(2) 基本的な位置付け(複数回答)

- 「理念や基本目標の規定」を位置付けている市町村が約8割ある一方で、「他施策との連携のあり方についての規定」は約3割となっている。

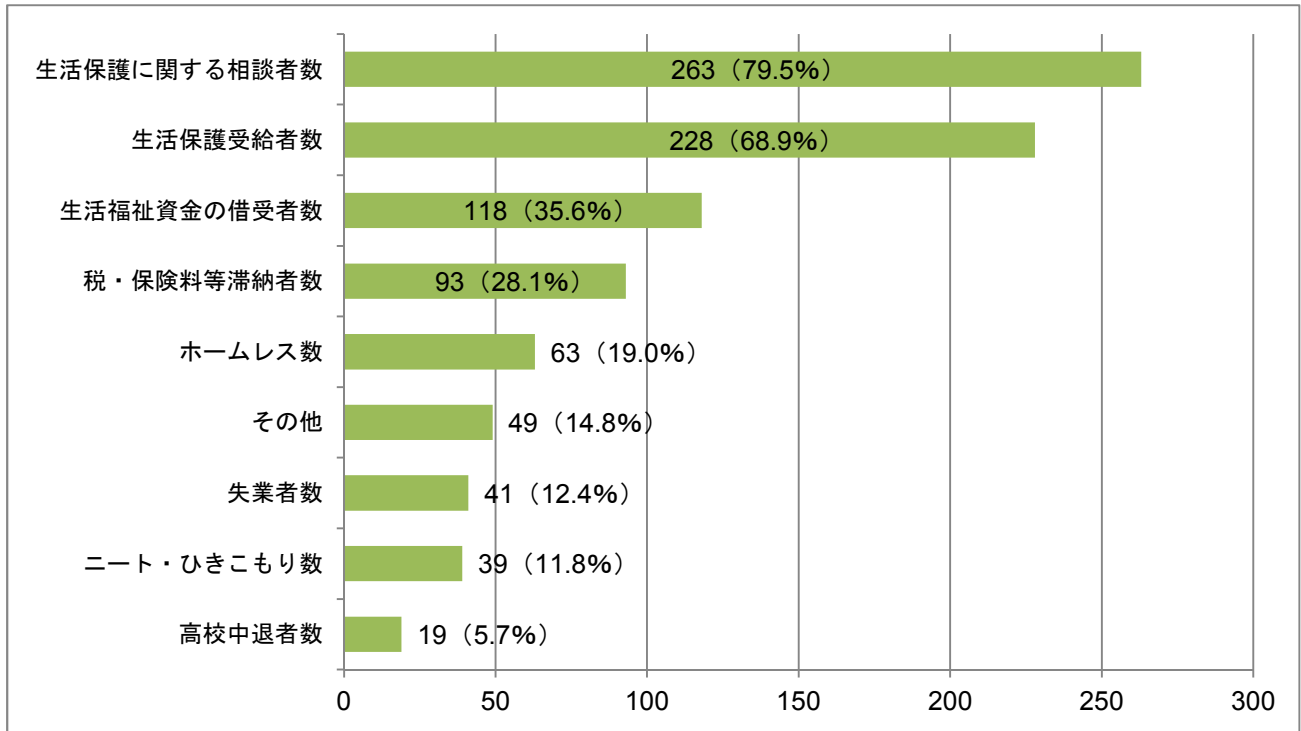
「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答



(3) 生活困窮者の実態を把握するための現状の指標（複数回答）

- 実態把握のための指標については、「生活保護に関する相談者数」「生活保護受給者数」を盛り込んでいる市町村が多い。

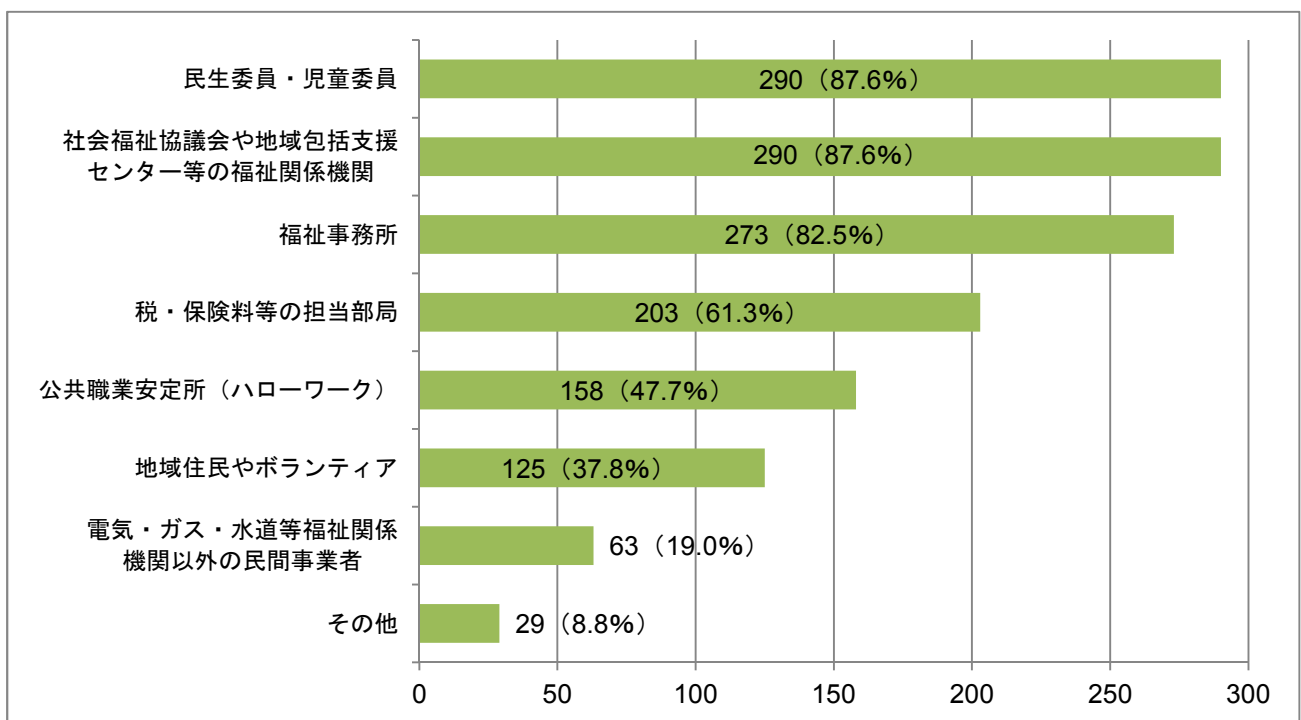
「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答



(4) 生活困窮者の情報を得るための連携先（複数回答）

- 情報を得るための連携先は、8割以上の市町村で「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係機関」「福祉事務所」が盛り込まれている。

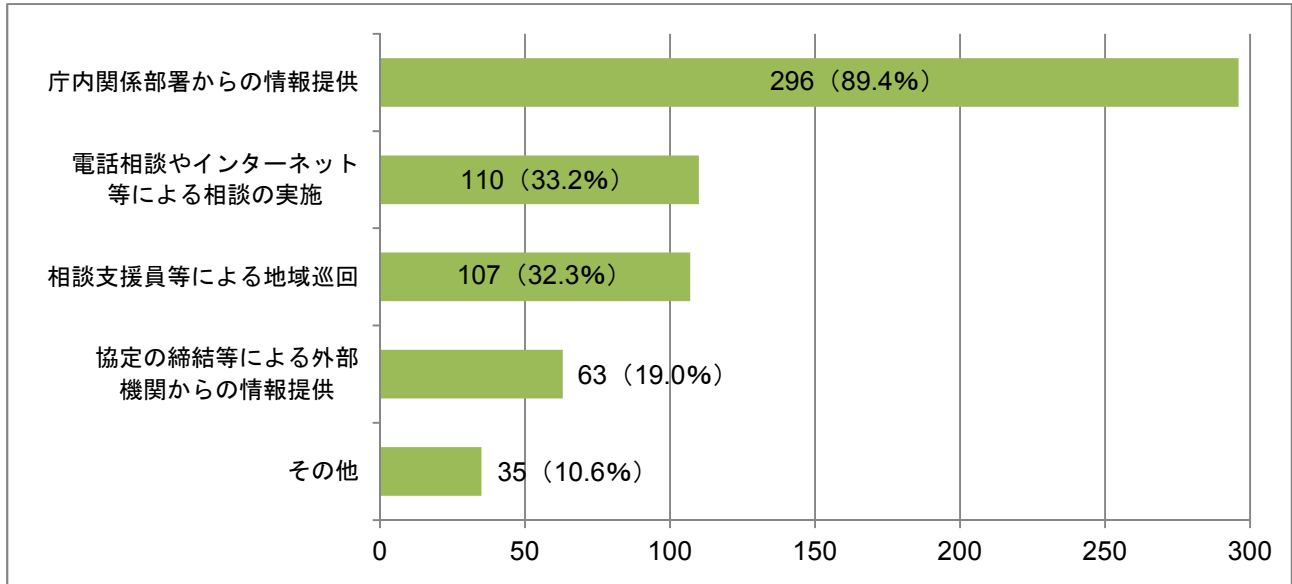
「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答



(5) 生活困窮者の実態把握のための方法（複数回答）

- 実態把握の方法として、約9割の市町村が「庁内関係部署からの情報提供」を盛り込んでいる。次いで、「電話相談・インターネット相談等」、「支援員等による地域巡回」がそれぞれ3割強となっている。

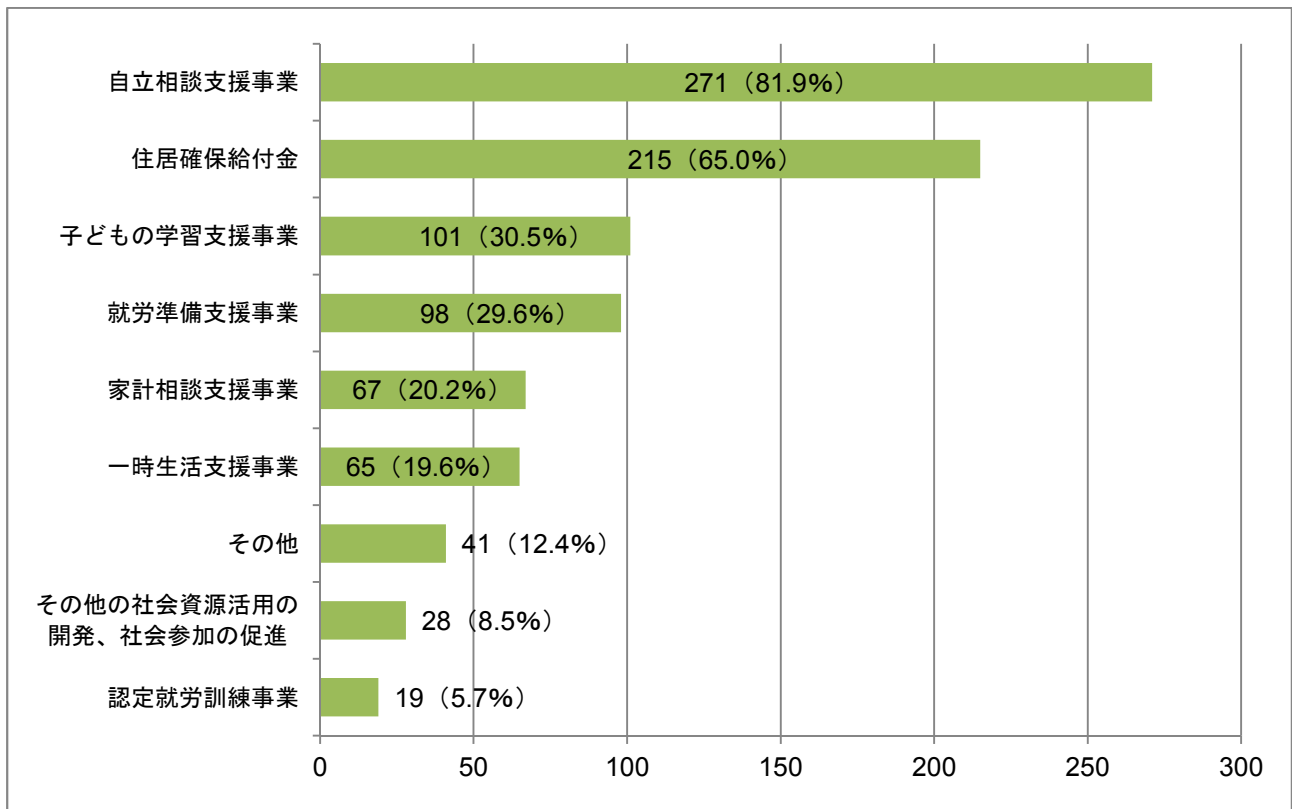
「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答



(6) 生活困窮者の自立支援に関する具体的な取組内容（複数回答）

- 生活困窮者自立支援法上の必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の割合が高くなっている。また、任意事業については2～3割程度となっている。

「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答

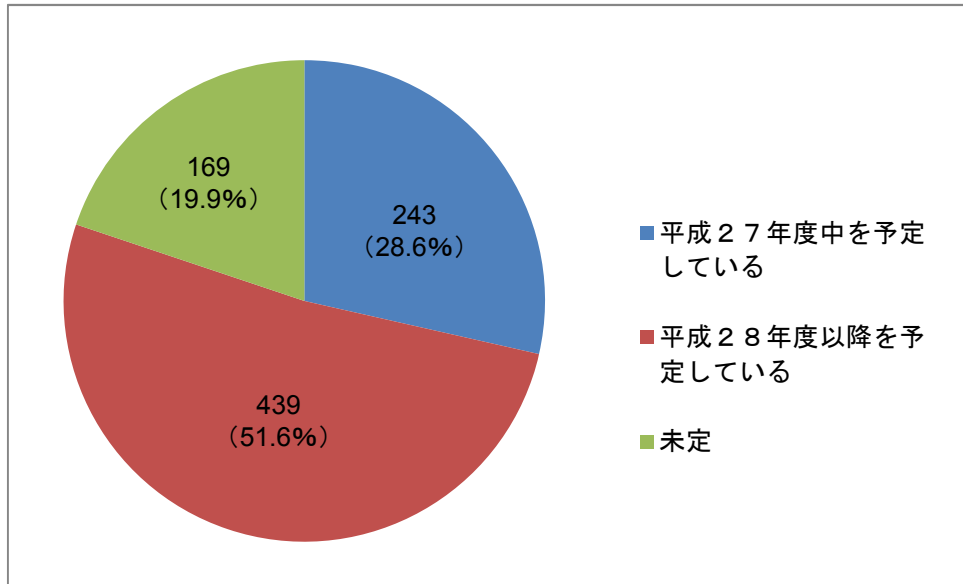


I-16. 今後の生活困窮者支援方策の盛り込み予定

(1) 地域福祉計画への盛り込み、あるいは単独計画の策定予定

- 「作業中である」「予定はあるが作業を開始していない」851市町村の3割弱が「平成27年度中を予定」としている一方で、半数以上が、「平成28年度以降を予定」と回答している。

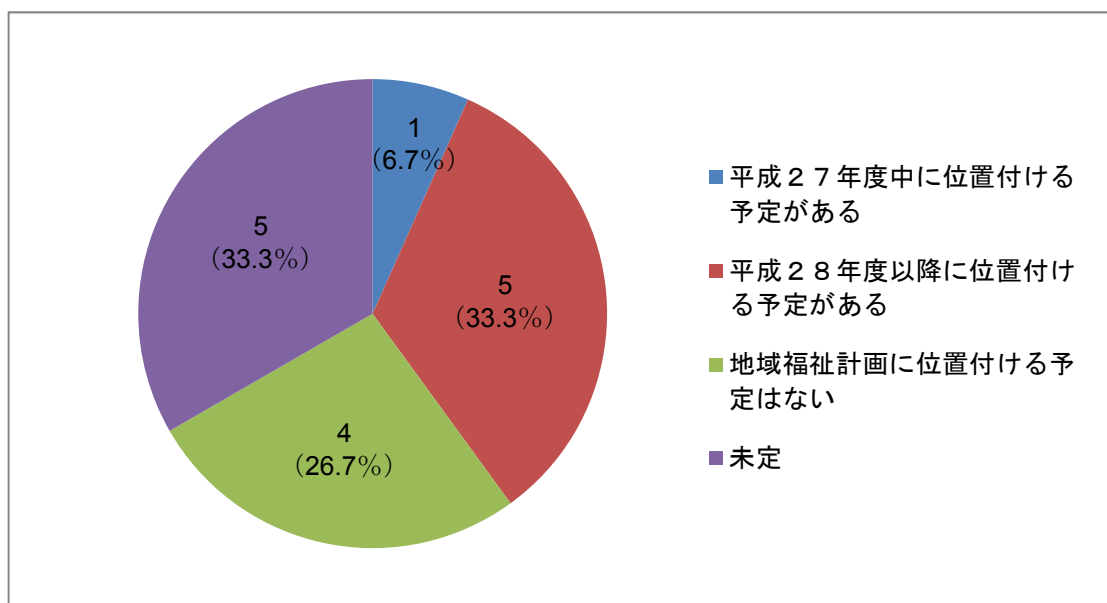
「作業中である」「予定はあるが作業を開始していない」と回答した851市町村の回答



(2) 単独計画として策定した計画内容の地域福祉計画への盛り込み予定

- 単独計画として策定した15市町村のうち、平成27年度中若しくは平成28年度以降に地域福祉計画に盛り込む予定があるのは6市町村であった。
- 一方で、4市町村が「位置付ける予定がない」と回答している。また、5市町村が「未定」としている。

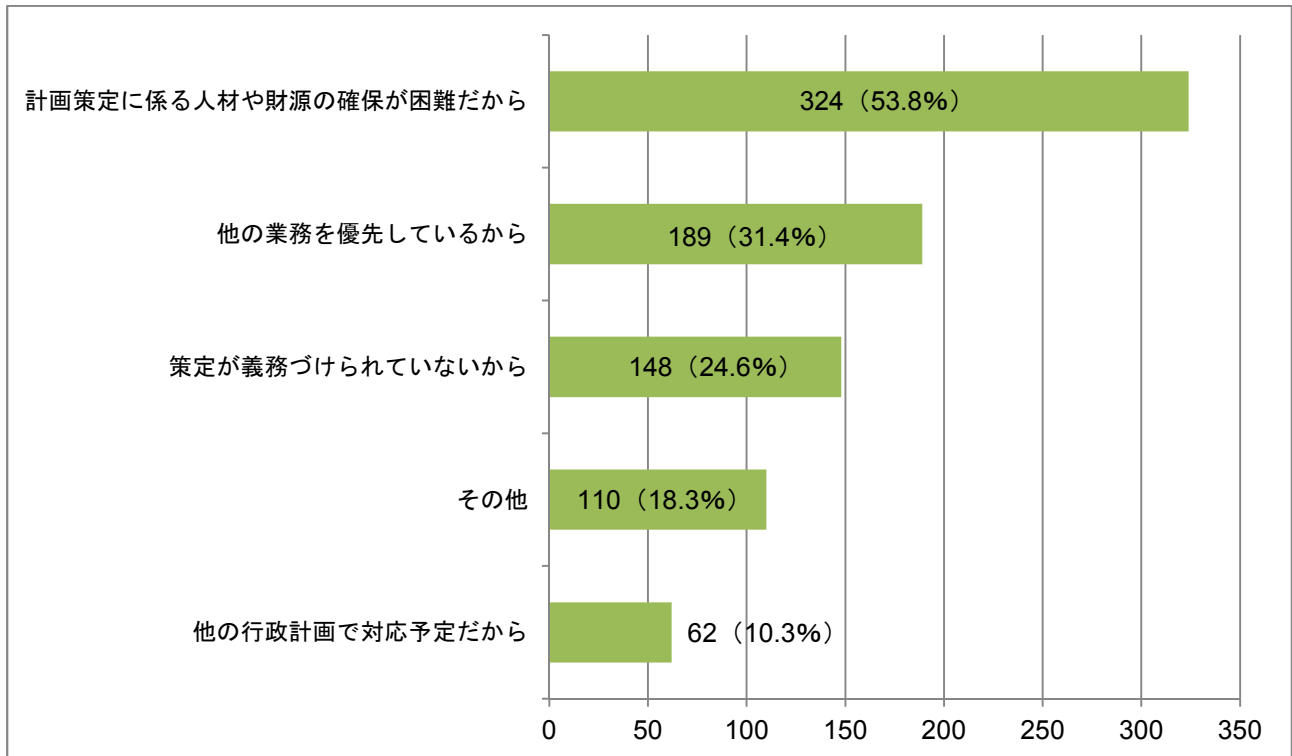
「地域福祉計画とは別の単独計画として策定した」と回答した15市町村の回答



I-17. 生活困窮者自立支援方策の盛り込み予定がない、あるいは未定である理由（複数回答）

○ 地域福祉計画の「策定未定」理由と同様に、「計画策定に係る人材や財源の確保が困難だから」とする回答が最も多く5割を超えている。

「予定はない（未定）」と回答した602市町村の回答



Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

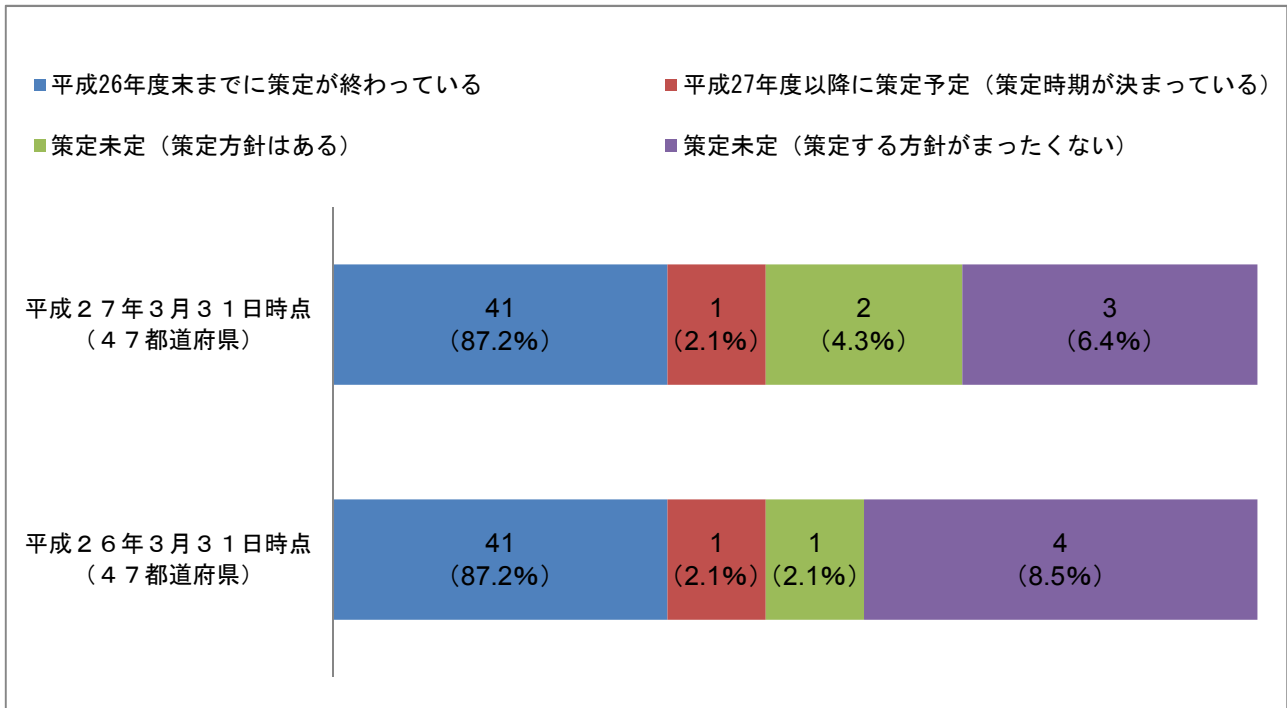
- 1 都道府県地域福祉支援計画の策定状況
- 2 都道府県地域福祉支援計画の改定状況
- 3 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項（複数回答）
- 4 現行の都道府県地域福祉支援計画で定められている期間
- 5 進行管理を含む評価体制、方法等
- 6 都道府県地域福祉支援計画の公表方法
- 7 都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況
- 8 今後の生活困窮者支援方策の盛り込み予定
- 9 生活困窮者支援方策の盛り込み予定がない、あるいは未定である理由
- 10 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 11 管内市町村の策定状況及び低調である理由
- 12 管内市町村への助言・支援の実施状況
- 13 市町村地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況
- 14 市町村地域福祉計画策定率向上に向けた市町村への支援策（複数回答）

【調査の概要】

- 調査対象 47都道府県
- 回答数 47都道府県（回答率100%）
- 調査時点 平成27年度3月31日現在

Ⅱ－１．都道府県地域福祉支援計画の策定状況

- 「策定済み」は41都道府県（87.2%）で、前回調査と変わっていない。
- 「策定未定（策定方針はある）」が増え、「策定未定（策定する方針がまったくない）」が減っている。

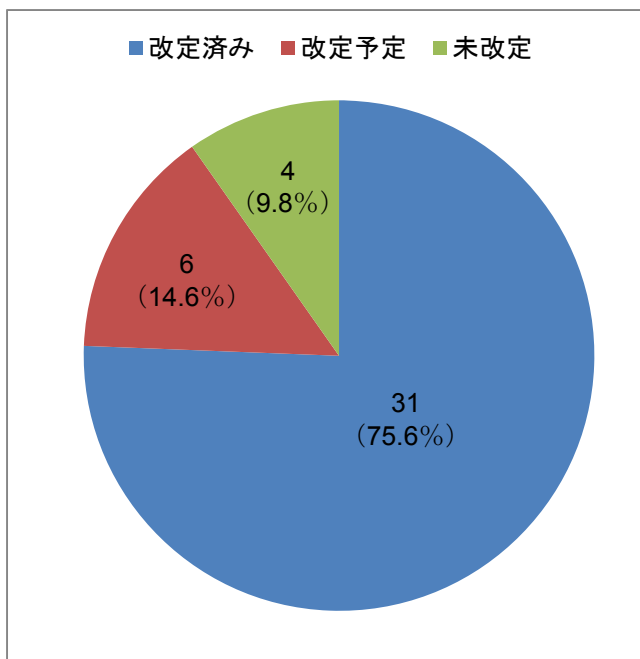


Ⅱ－２．都道府県地域福祉支援計画の改定状況

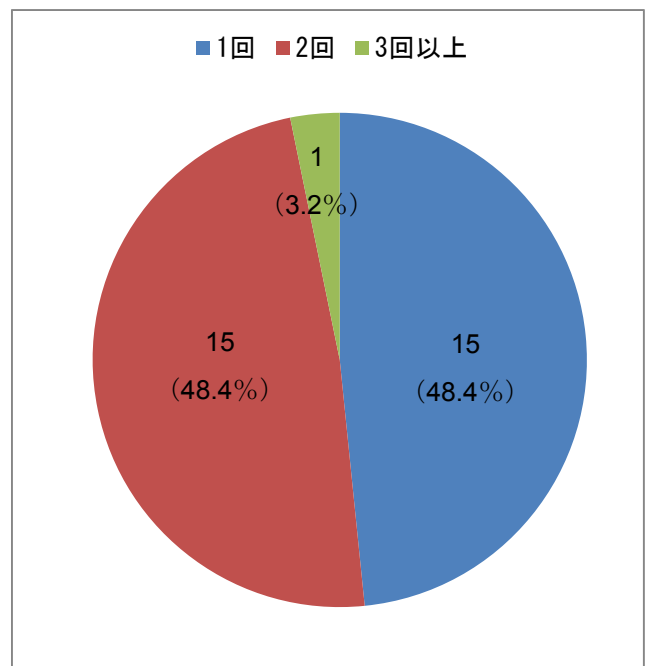
- 「改定済み」と回答した都道府県が3／4となり、その改定回数は「1回」「2回」がそれぞれ同数であった。

「策定済み」41都道府県の回答

(1) 改定状況



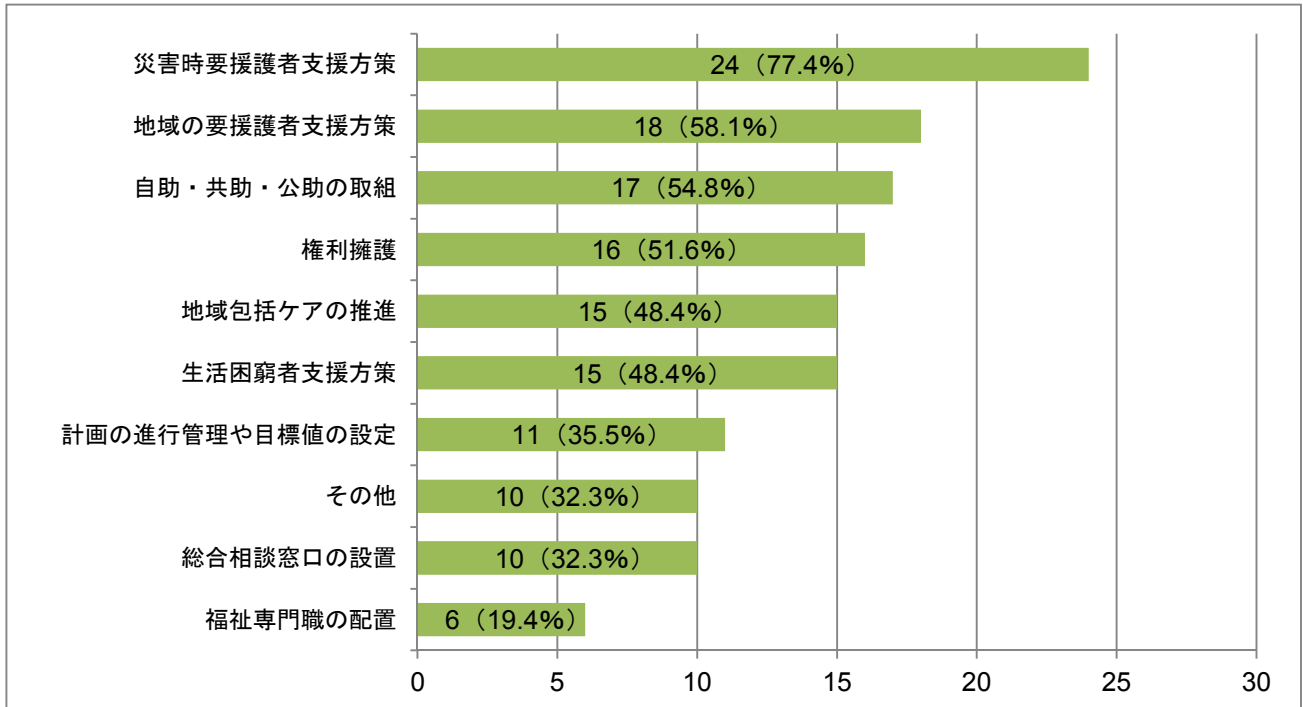
(2) 改定回数



Ⅱ－3. 改定の際に要点となった事項及び新たに盛り込まれた事項（複数回答）

- 「改定済み」31都道府県の約8割が「災害時要援護者支援方策」と回答しており、「地域の要援護者支援方策」「自助・共助・公助の取組」「権利擁護」も5割を超えている。

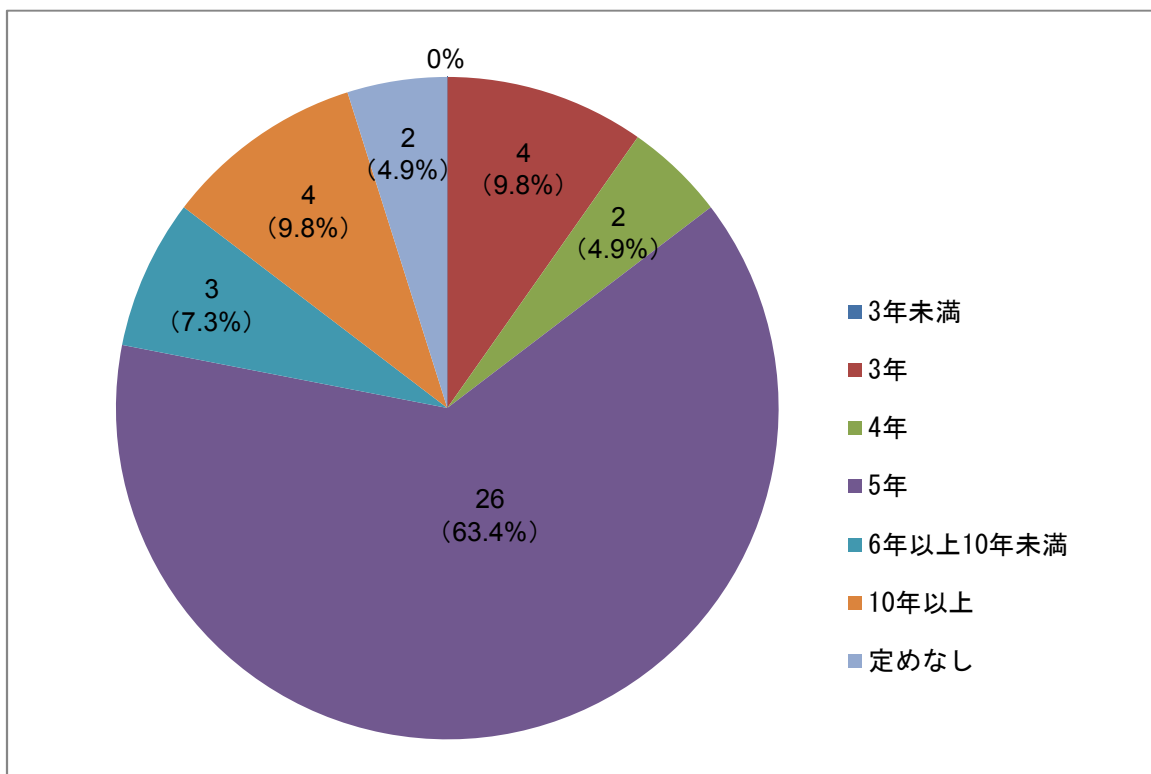
「改定済み」31都道府県の回答



Ⅱ－4. 現行の都道府県地域福祉支援計画で定められている期間

- 「策定済み」41都道府県の6割以上が改定までの期間を「5年」と回答している。

「策定済み」41都道府県の回答

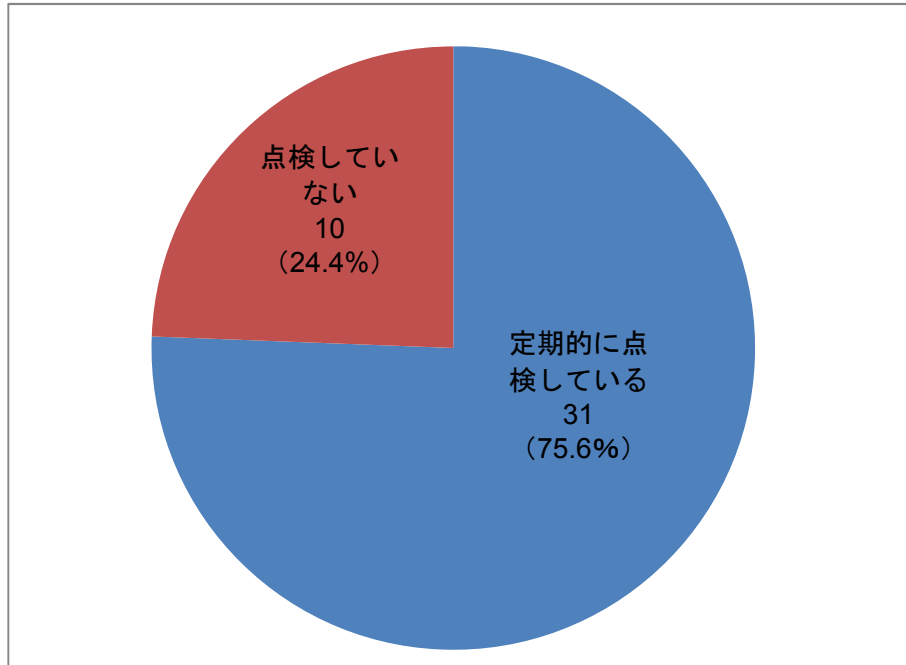


Ⅱ－５．進行管理を含む評価体制、方法等

(1) 計画の実施状況の評価（点検）の実施

- 「策定済み」41都道府県の3/4が計画の実施状況について、「定期的に点検している」と回答している。

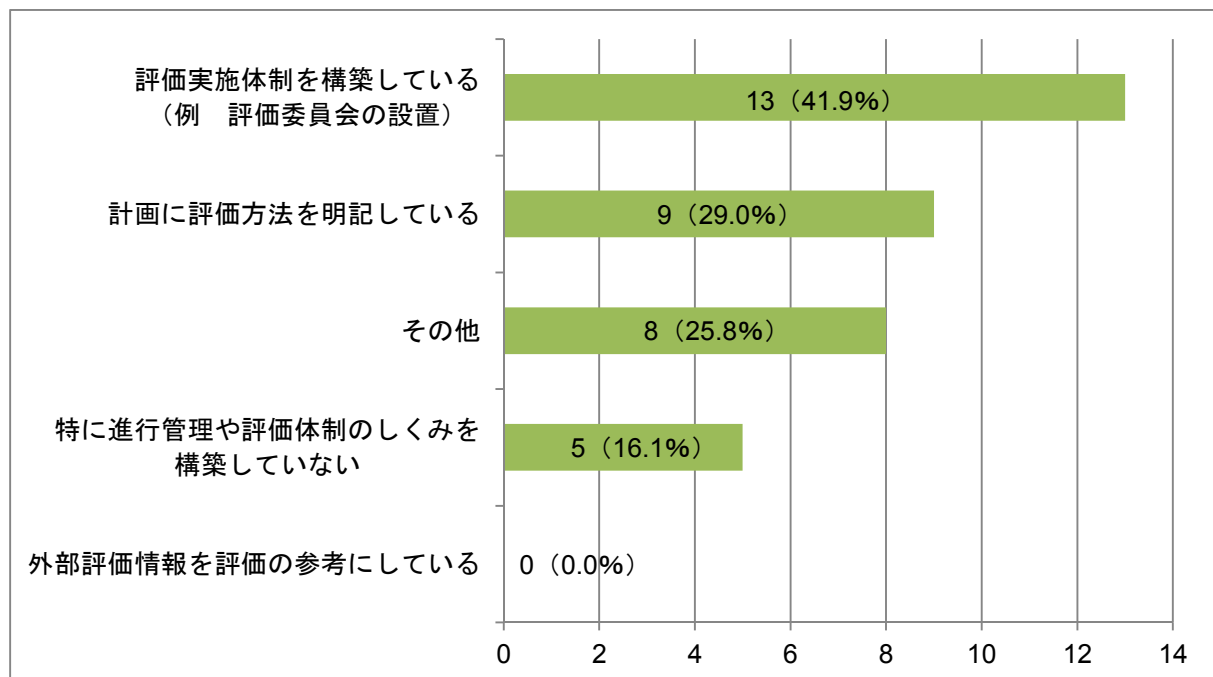
「策定済み」41都道府県の回答



(2) 評価体制（複数回答）

- 「定期的に点検している」31都道府県のうち、評価体制について最も多く挙げた回答は、「評価実施体制を構築している」である。

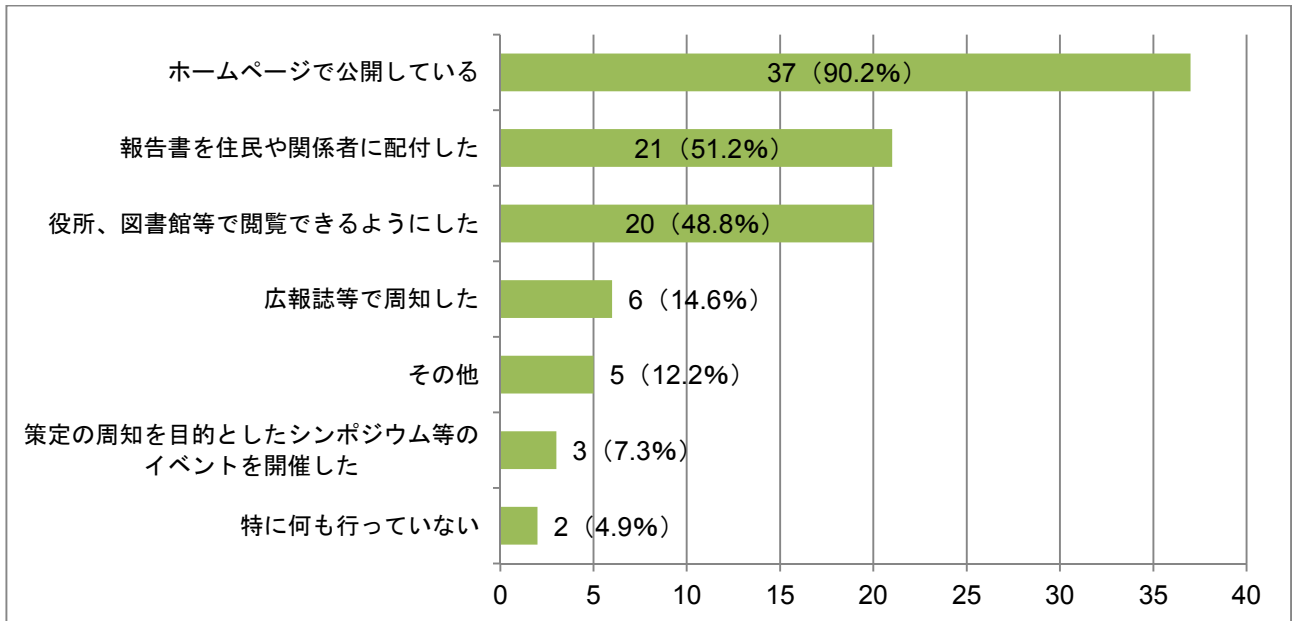
「定期的に点検している」31都道府県の回答



Ⅱ－6. 都道府県地域福祉支援計画の公表方法（複数回答）

- 公表方法については「ホームページでの公開」が9割と最も多く、次いで、「報告書の配布」「役所や図書館等への設置」が5割前後となっている。

「策定済み」41都道府県の回答

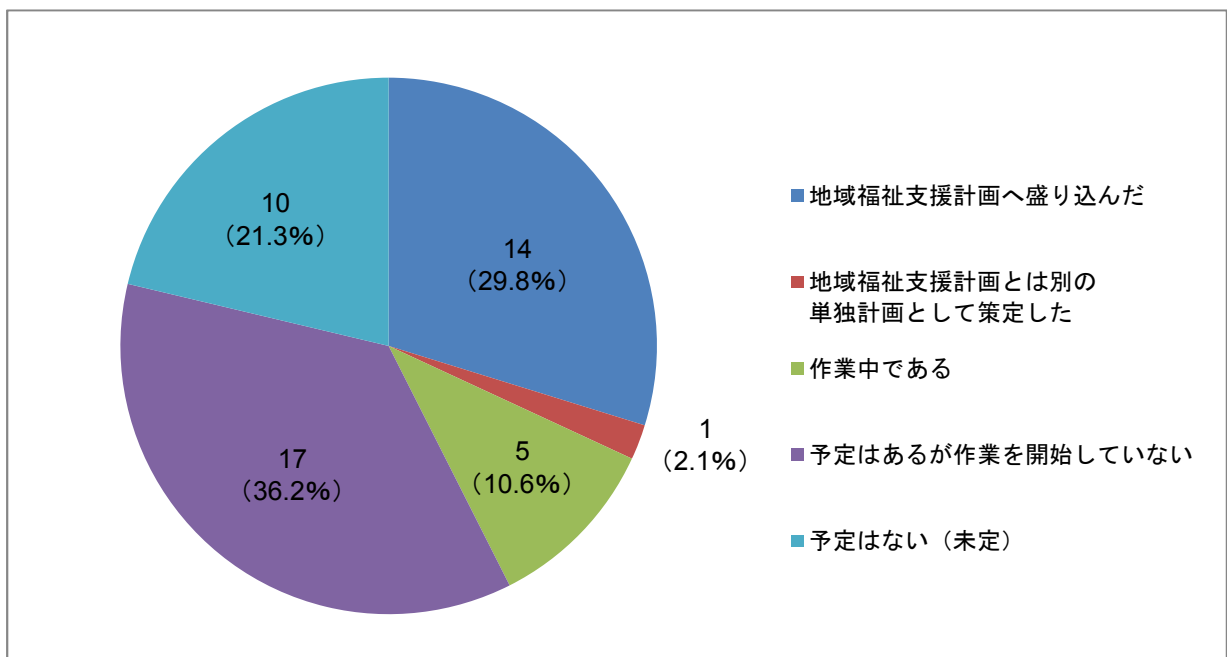


Ⅱ－7. 都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

(1) 盛り込み状況

- 全47都道府県の3割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」と回答した都道府県が4割弱となっており、「予定はない（未定）」回答も2割を超えている。

全47都道府県の回答

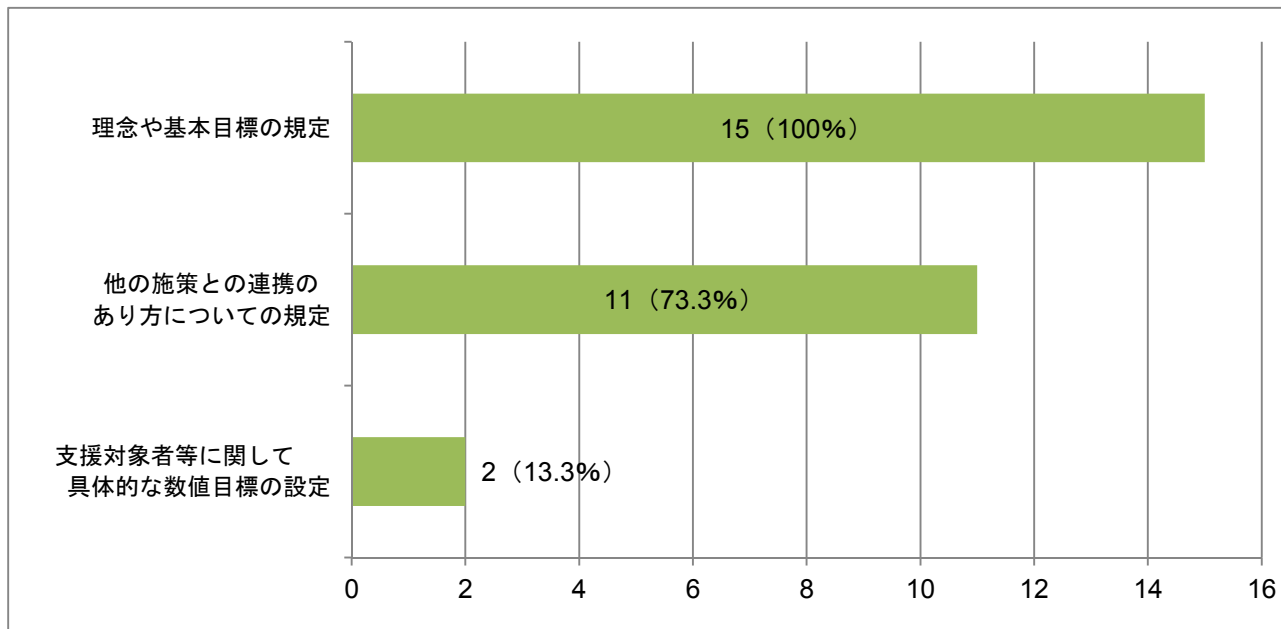


(2) 基本的な位置付け（複数回答）

- 「計画に盛り込んだ」都道府県の全てで「理念や基本目標の規定」が位置づけられている。「他の施策との連携のあり方についての規定」も7割を超えている。

「地域福祉支援計画に盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」

と回答した15都道府県の状況

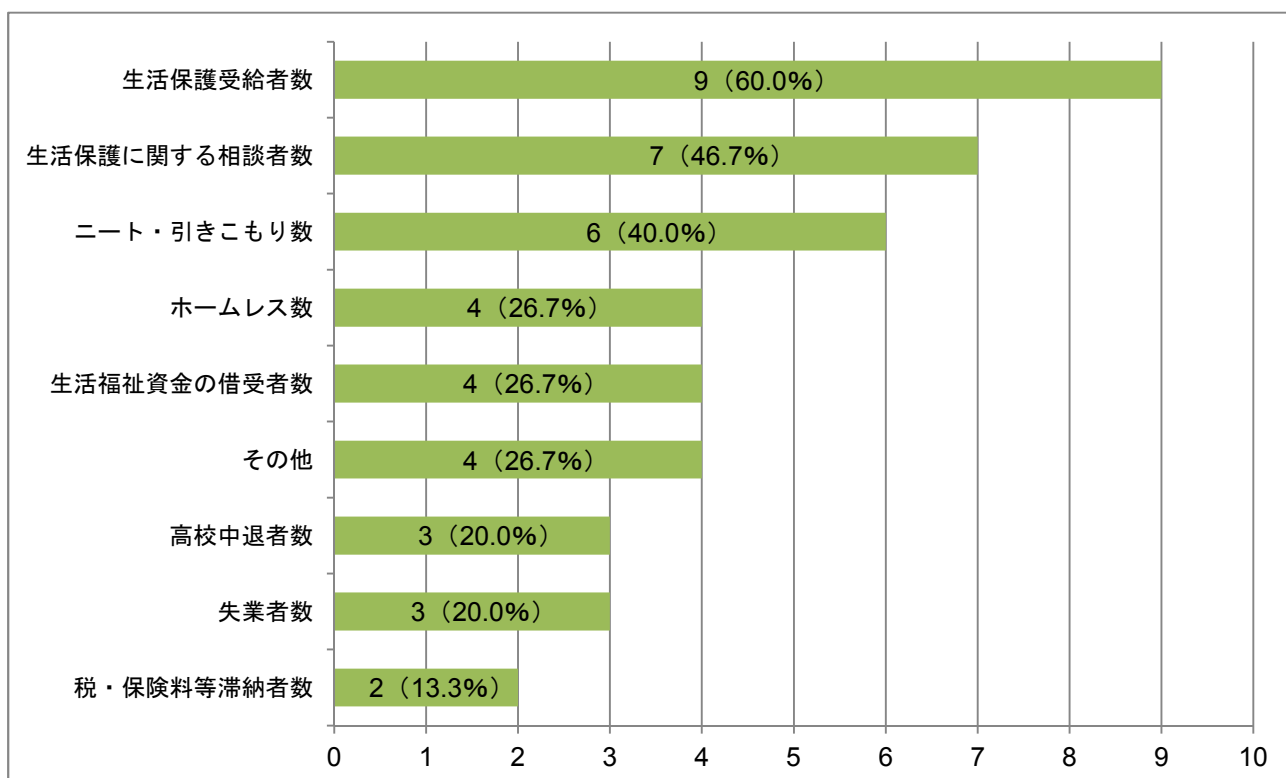


(3) 生活困窮者の実態を把握するための現状の指標（複数回答）

- 実態把握のための指標としては「生活保護受給者数」が6割と最も多く、次いで、「生活保護に関する相談者数」「ニート・引きこもり数」の回答が4割以上となっている。

「地域福祉支援計画に盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」

と回答した15都道府県の状況

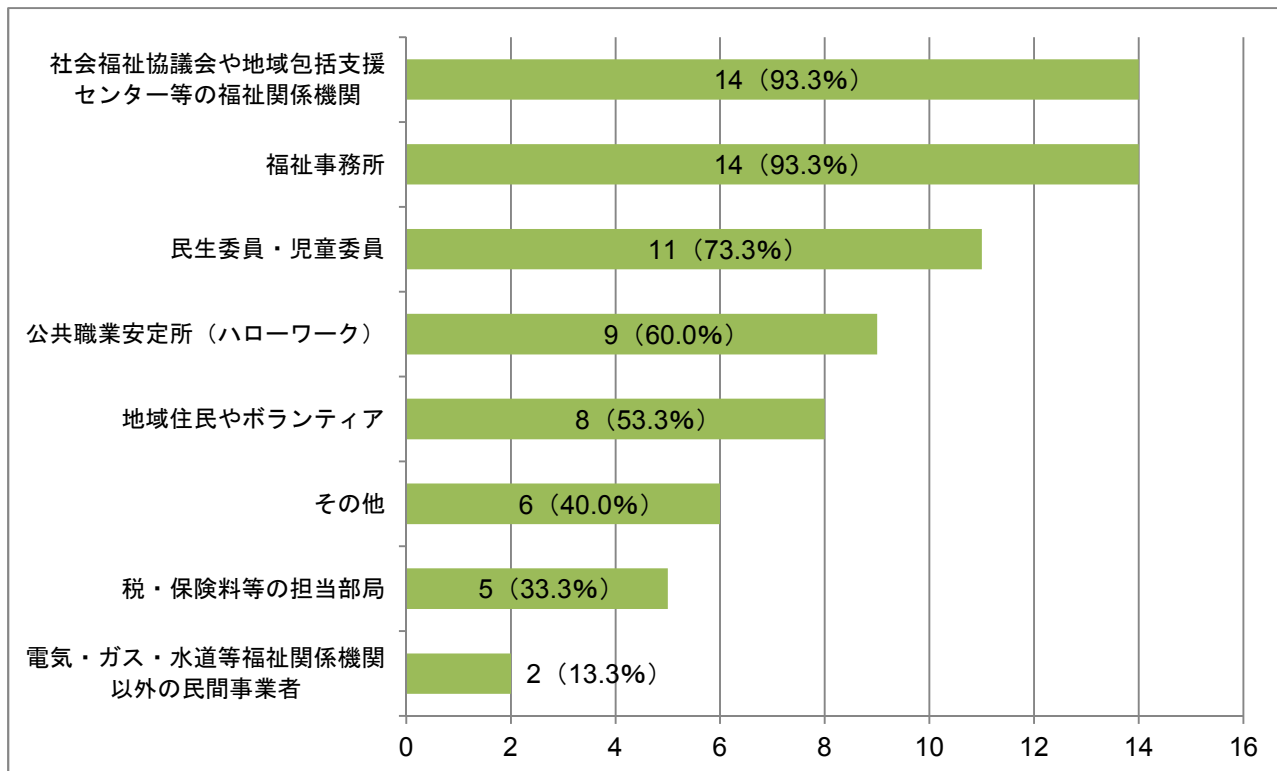


(4) 生活困窮者の情報を得るための連携先（複数回答）

- 「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係機関」と「福祉事務所」が同数で最も多く9割を超えている。「民生委員・児童委員」は7割超となっている。

「地域福祉支援計画に盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」

と回答した15都道府県の状況

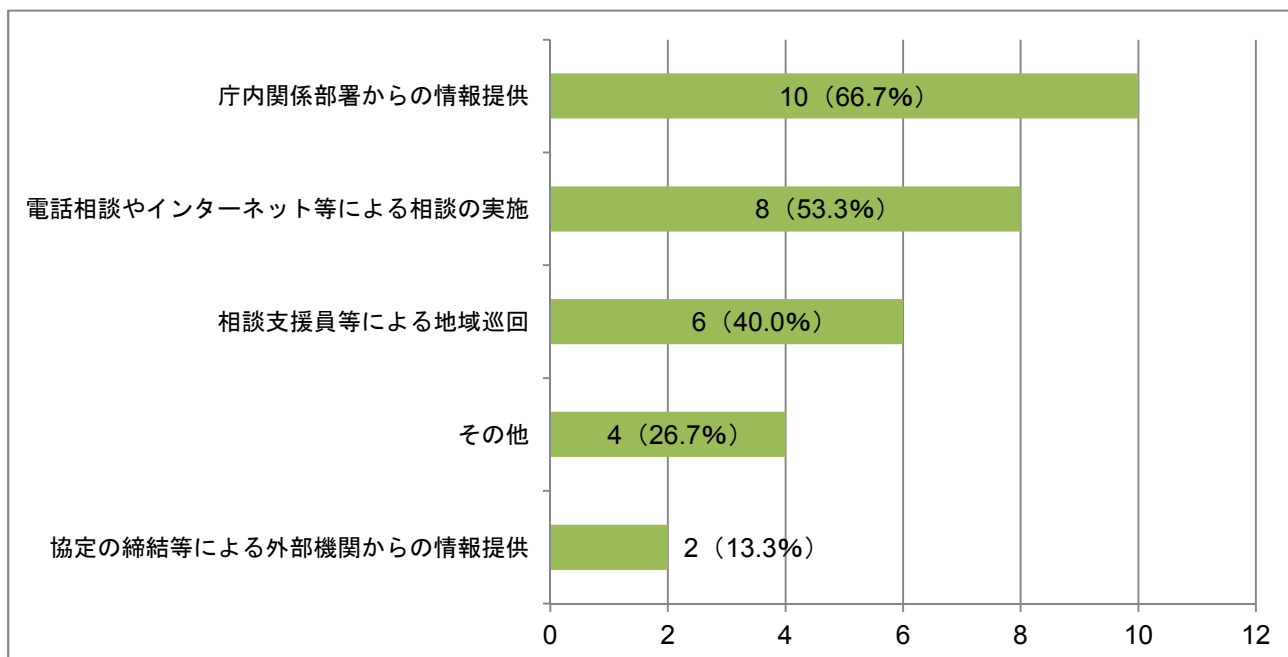


(5) 生活困窮者の実態把握のための方法（複数回答）

- 「庁内関係部署からの情報提供」が2/3で最も多くなっている。

「地域福祉支援計画に盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」

と回答した15都道府県の状況

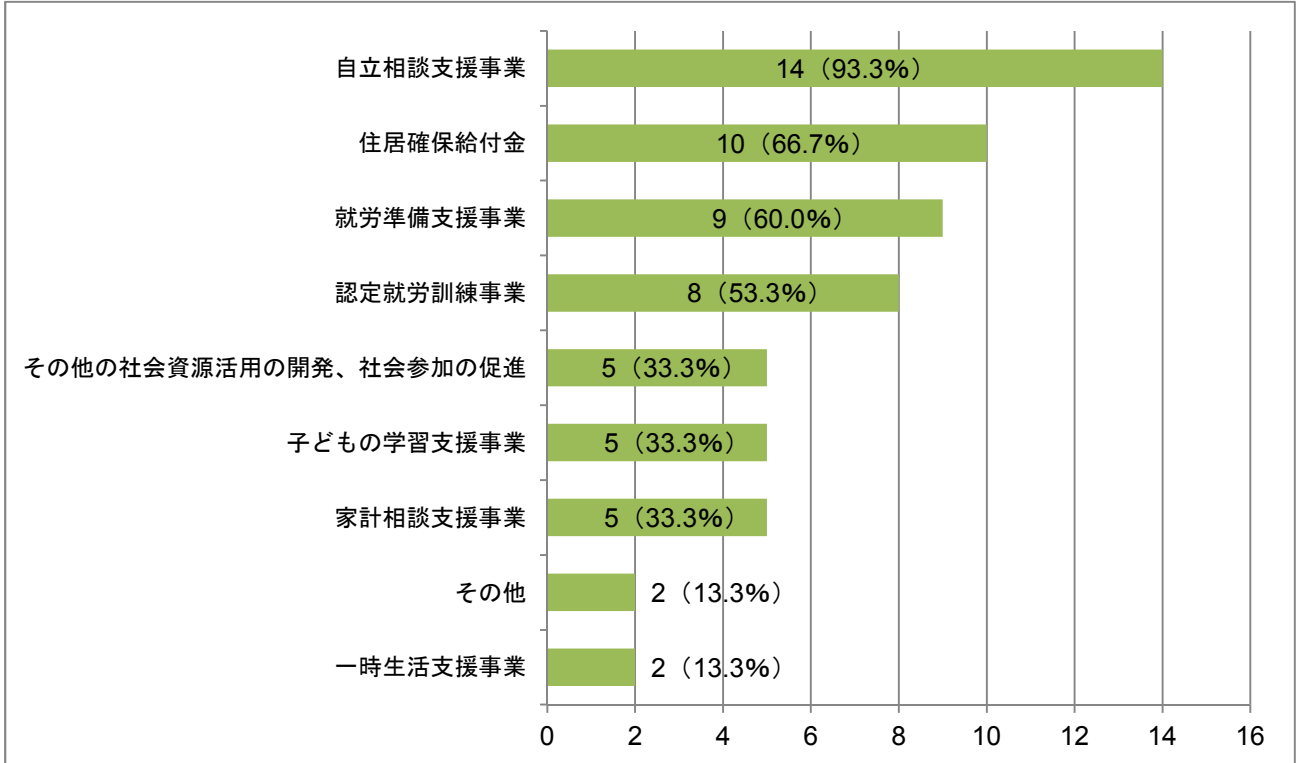


(6) 生活困窮者の自立支援に関する具体的な取組内容

- 生活困窮者自立支援法上の必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金」のほか、「就労準備支援事業」「認定就労訓練事業」の割合が高く、5割を超えている。

「地域福祉支援計画に盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」

と回答した15都道府県の状況

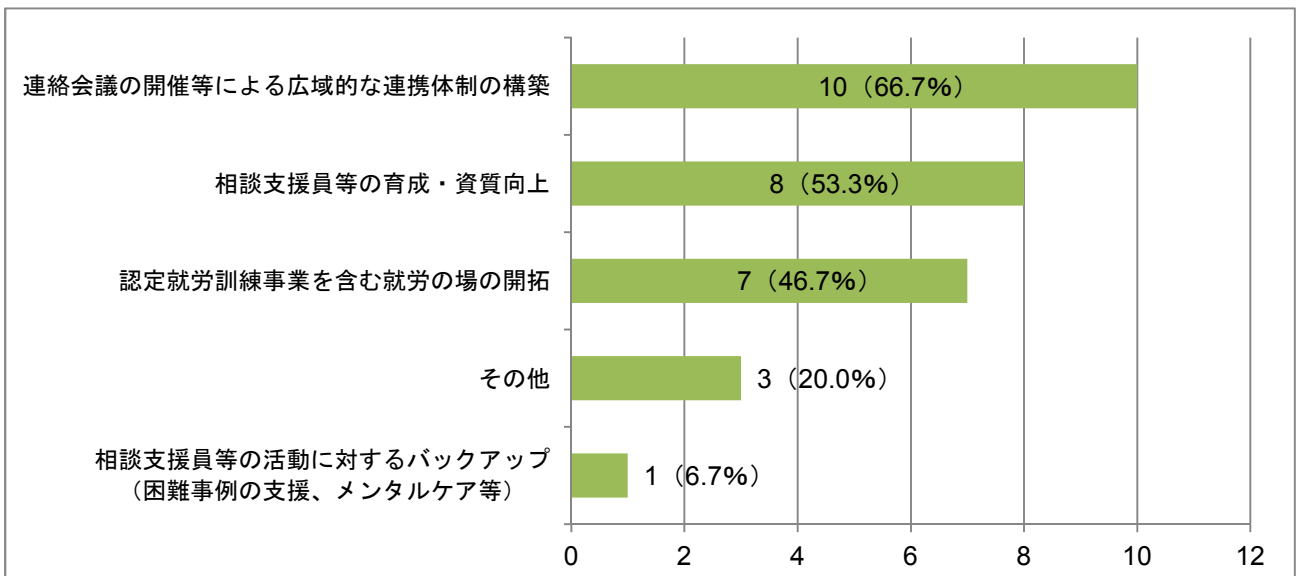


(7) 市町村への支援内容（複数回答）

- 「連絡会議の開催等による広域的な連携体制の構築」が2/3となり、「相談支援員の育成・資質向上」も5割を超えている。

「地域福祉支援計画に盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」

と回答した15都道府県の状況



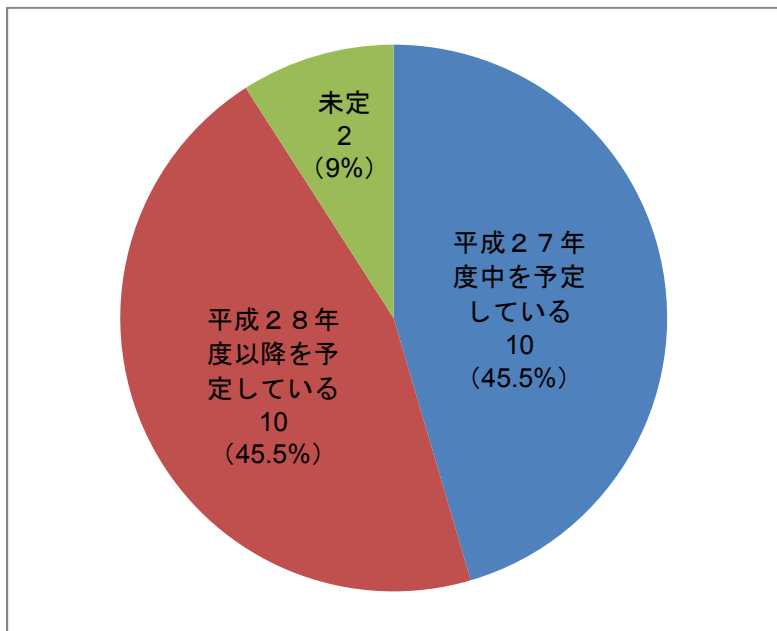
Ⅱ－８．今後の生活困窮者自立支援方策の盛り込み予定

(1) 地域福祉支援計画への位置付け予定

- 今後の地域福祉支援計画への盛り込み予定については、「平成27年度中を予定している」と「平成28年度以降を予定している」の割合がそれぞれ同数となっている。

「作業中である」「予定はあるが作業を開始していない」

と回答した22都道府県の状況



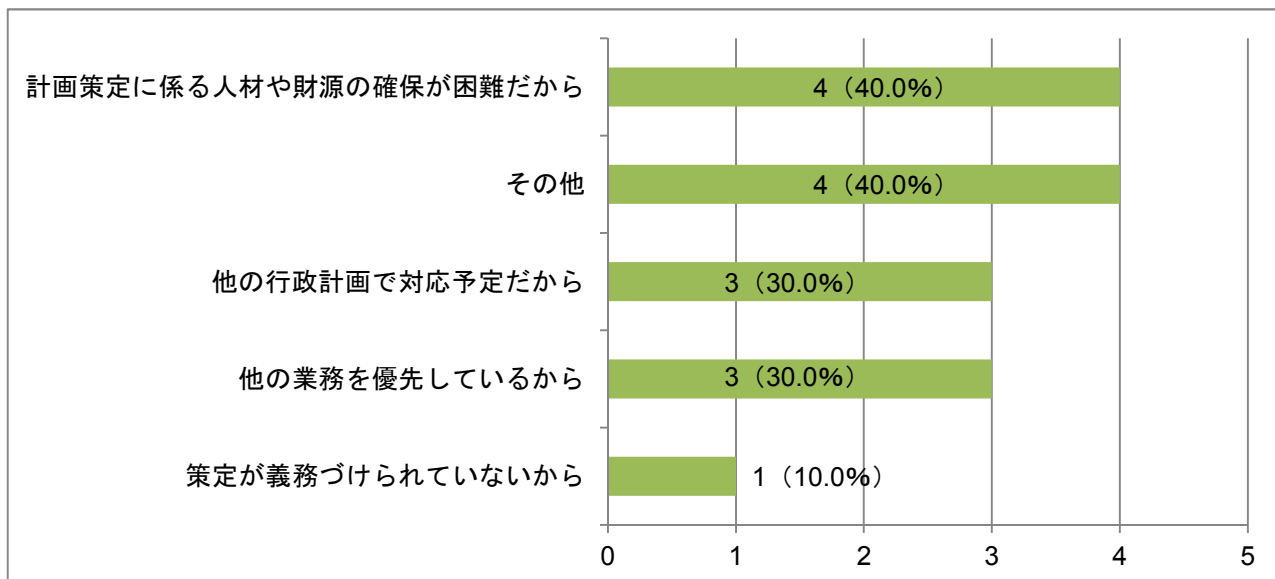
(2) 単独計画として策定した計画の地域福祉支援計画への位置付け予定

- 単独計画として策定したのは1都道府県で、「平成28年度以降」の位置付けを予定している。

Ⅱ－９．位置付け予定がない、あるいは未定である理由について（複数回答）

- 位置付け予定のない主な理由として、「計画策定に係る人材や財源の確保が困難」「その他」がそれぞれ4割となっている。

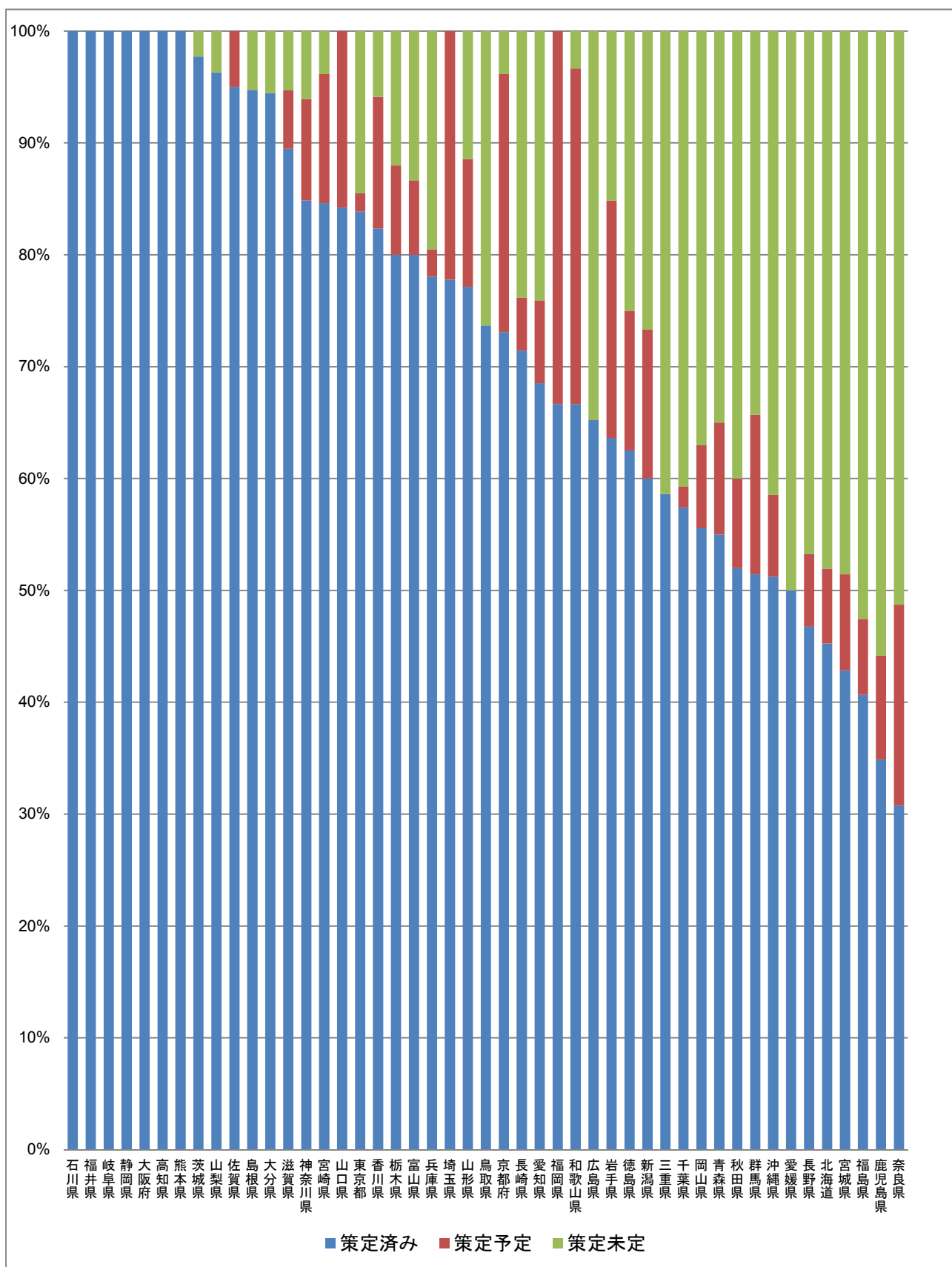
「予定はない（未定）」と回答した10都道府県の状況



Ⅱ－１０．都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○ 市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約3.2倍の差が生じている。

47都道府県の状況

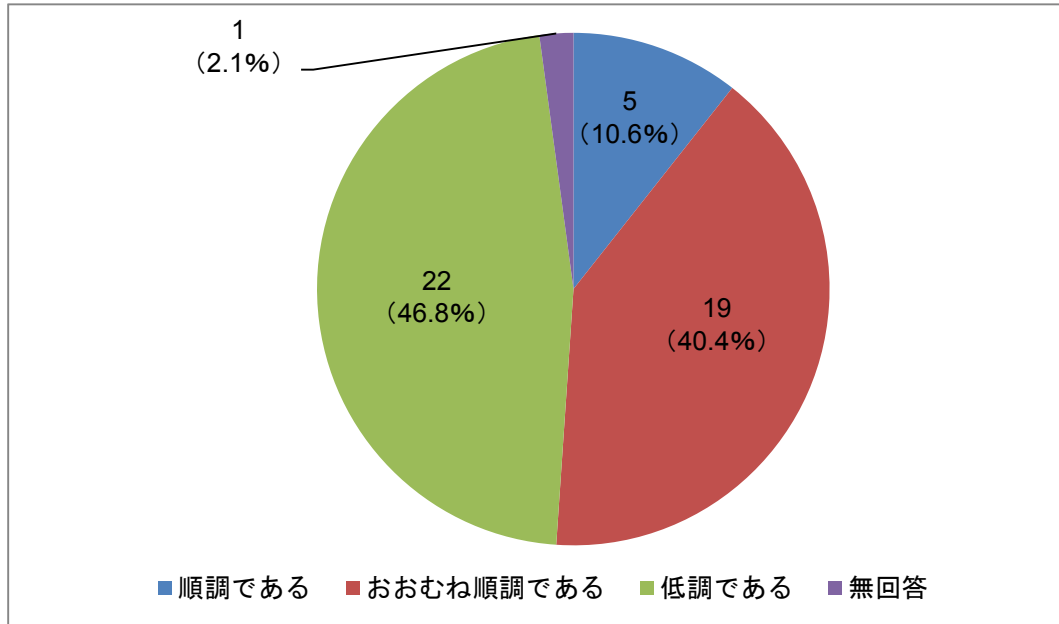


Ⅱ－１１．管内市町村地域福祉計画の策定状況及び低調である理由

(１) 市町村地域福祉計画の策定状況

- 管内市町村の計画策定について、「順調である」「おおむね順調である」と回答した都道府県で過半数を占めている一方で、「低調である」とする回答も半数近くに上っている。

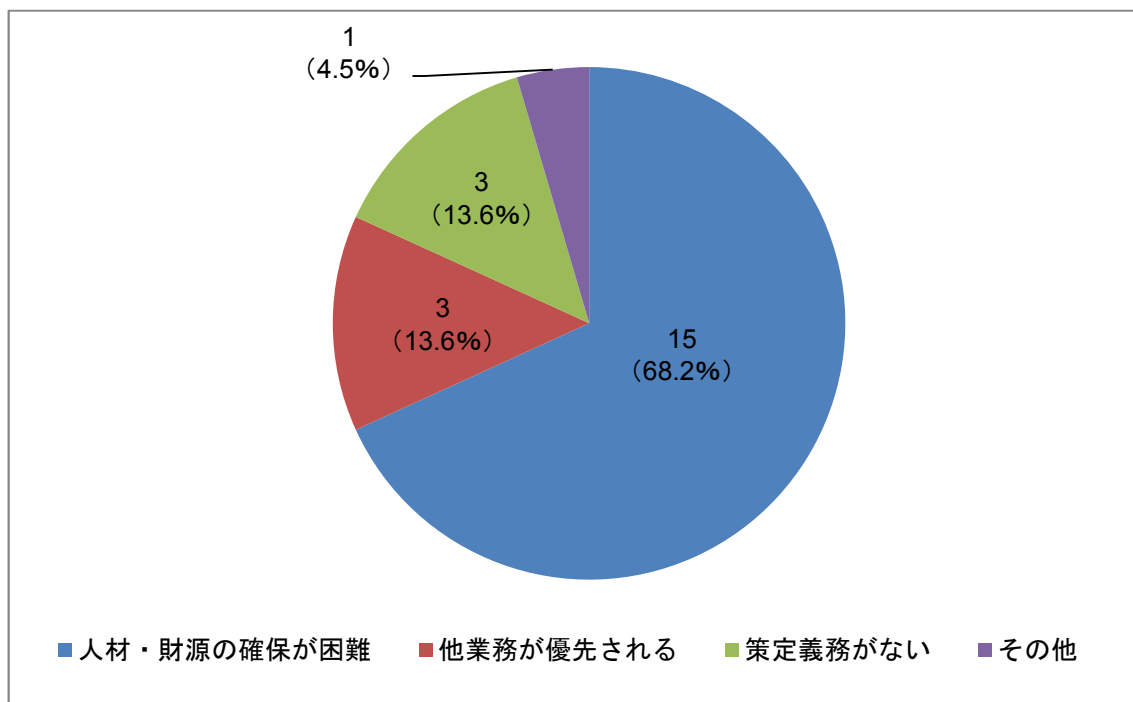
47都道府県の状況



(２) 低調である理由

- 「低調である」理由について、「人材・財源の確保が困難」が全体の約7割を占めている。

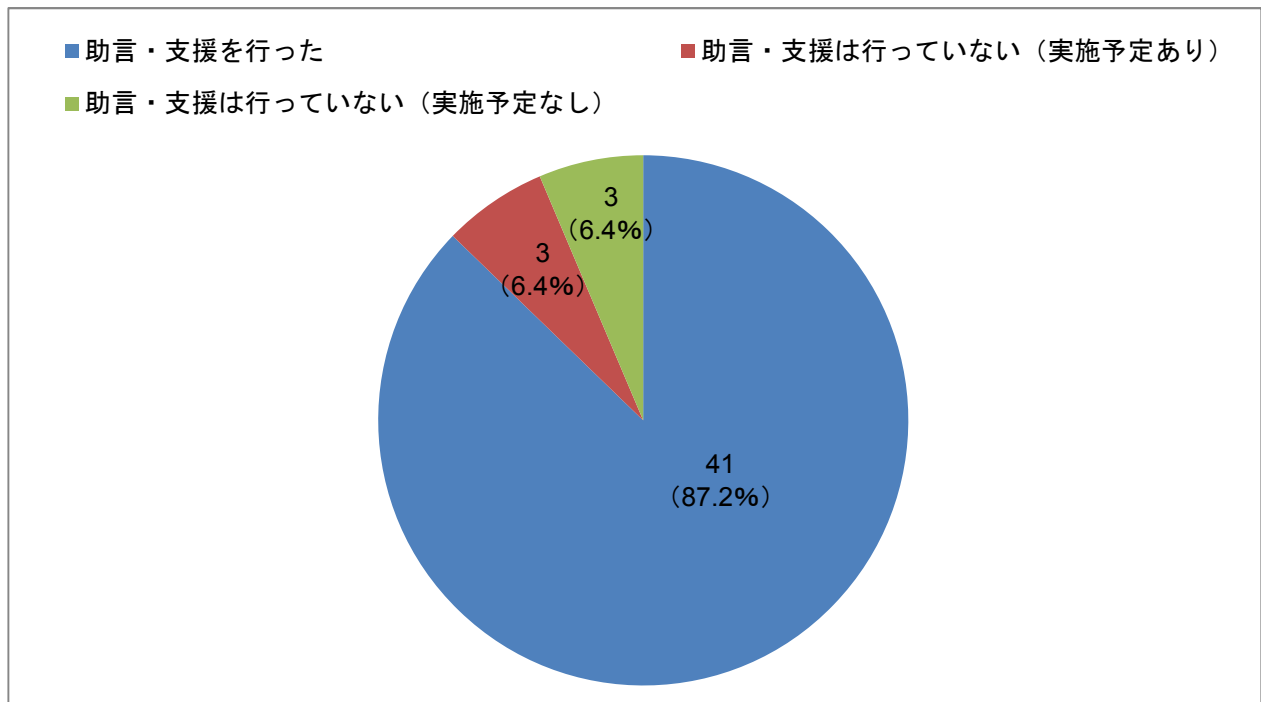
「低調である」と回答した22都道府県の状況



Ⅱ－１２．管内市町村への助言・支援の実施状況及び今後の方針

- 「市町村地域福祉計画の策定について」（平成１９年８月１０日付社会・援護局通知）を受けて、約９割の都道府県が「助言・支援を行った」と回答している。

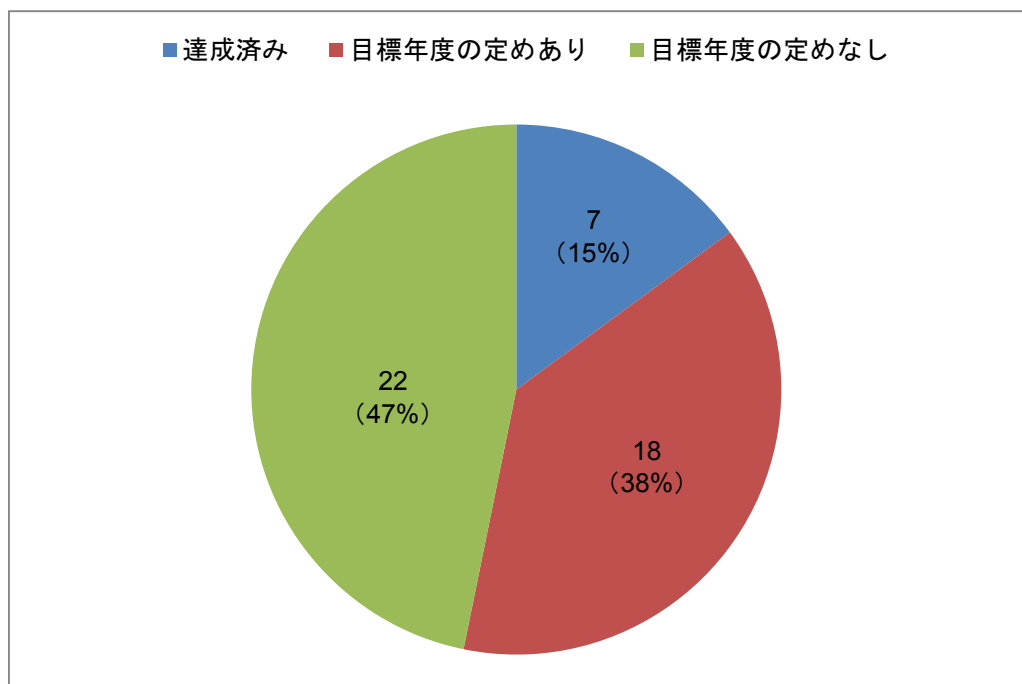
４７都道府県の状況



Ⅱ－１３ 市町村地域福祉計画策定推進のための数値目標設定状況

- 管内市町村地域福祉計画の策定推進に向け、4割弱の都道府県が「目標年度の定めあり」としており、具体的な数値目標で一番多いのは「平成27年度中に策定率100%」である。
- 一方で、5割弱が「目標年度の定めなし」と回答している。

47都道府県の状況



※策定率100%となっているのは、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、大阪府、高知県、熊本県の7府県（平成27年3月31日現在）

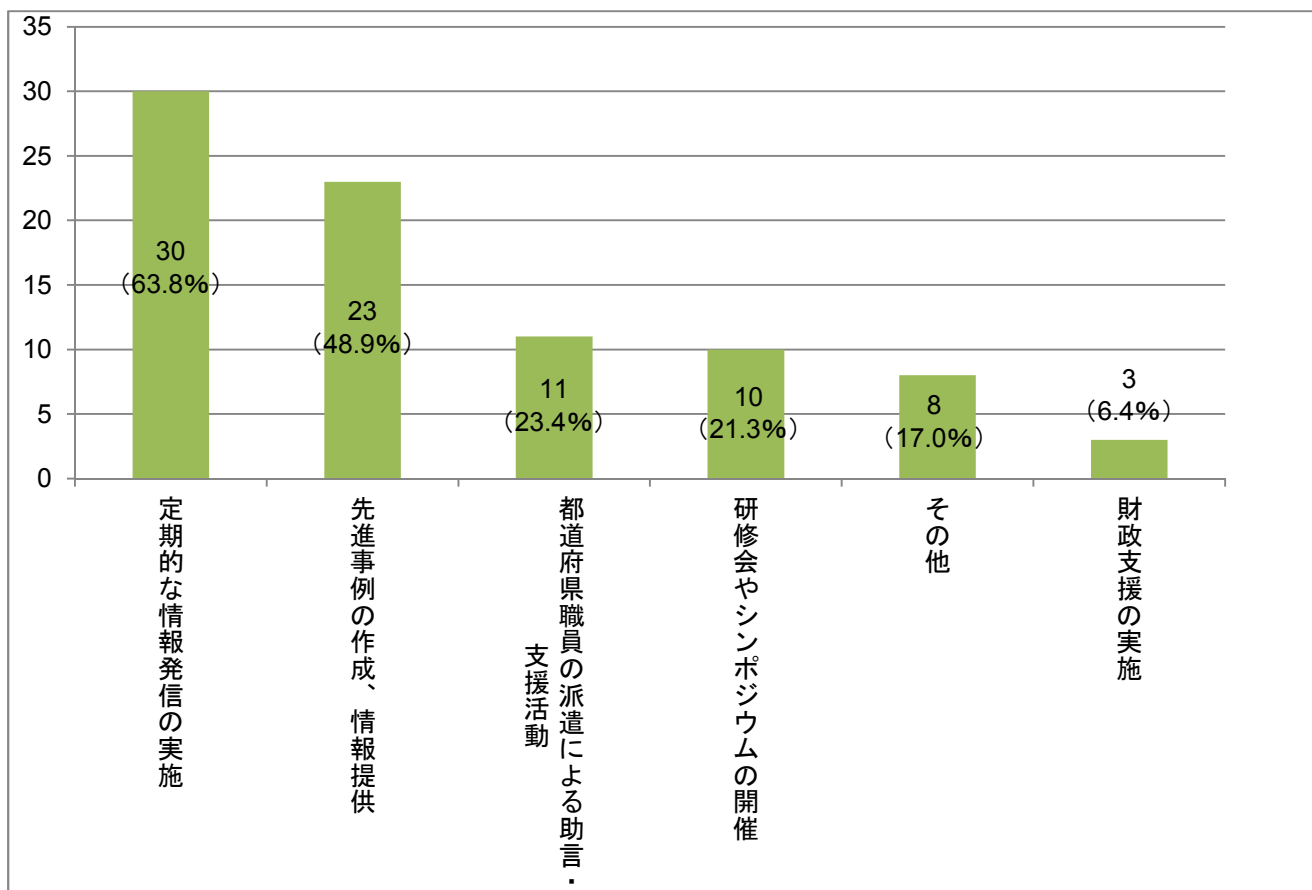
<内訳>

平成26年度までに100%達成済み	7
平成27年度中に策定率100%	6
平成28年度中に策定率100%	4
平成29年度中に策定率100%	4
平成30年度以降に策定率100% (明確な目標年度あり)	4
目標年度を定めていない	22

Ⅱ－１４．市町村地域福祉計画策定率向上に向けた市町村への支援策（複数回答）

- 都道府県から市町村に対する市域福祉計画の策定率向上に向けた今後の支援策として、「定期的な情報発信の実施」が6割を超えて最も多く、次いで、「先進事例集の作成、情報提供」が約5割となっている。

47都道府県の回答



地域福祉計画策定状況等調査結果を踏まえた今後の対応について

- ◆ 市町村地域福祉計画の策定率は概ね7割にまで達しており、計画策定が進みつつあるが、市区部と町村部の策定率には依然として大きな差が生じている。平成27年度から創設した「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などを通じて、引き続き町村部を中心に計画策定を促していく。
- ◆ 本年4月からの「生活困窮者自立支援法」の施行を踏まえ、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として「生活困窮者自立支援方策」を位置づけたところであるが、法施行段階では、未着手の都道府県、市区町村も多い状況にある。今後、地域における生活困窮者支援の計画的な推進が図られるよう、必要な支援方策を検討していく。